

八代市 総合計画

《後期基本計画》

やすらぎと活力にみちた
魅力かがやく 元気都市
“ やっしろ ”

実施計画

H27 ▶ H29

八代市総合計画 実施計画 CONTENTS 【目次】

やすらぎと活力にみちた魅力かがやく 元気都市“やつしろ”

	ページ
1. 実施計画の策定にあたって	1
計画策定の趣旨	
計画の期間	
計画の構成	
掲載事業の考え方	
2. 八代市総合計画後期基本計画 重点施策一覧	2
3. 5ヵ年で取り組む施策	
第1章 誰もがいきいきと暮らすまち	4
第1節 人権が尊重される平等なまちづくり	5
第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり	6
第3節 健やかに暮らせるまちづくり	8
第2章 郷土を拓く人を育むまち	12
第1節 八代の未来を担うひとづくり	13
第2節 生涯を通じた学びのまちづくり	17
第3節 スポーツに親しめる環境づくり	19
第4節 文化のかおり高いまちづくり	20
第3章 安全で快適に暮らせるまち	22
第1節 うるおいのある快適なまちづくり	23
第2節 安全で安心なまちづくり	26
第3節 暮らしを支えるまちづくり	29
第4節 情報通信技術(ICT)を利用した暮らしに役立つまちづくり	32
第4章 豊かさにとぎわいのあるまち	33
第1節 豊かな農林水産業のまちづくり	34
第2節 活力ある商工業のまちづくり	38
第3節 にぎわいのある観光のまちづくり	40
第5章 人と自然が調和するまち	42
第1節 自然と共生するまちづくり	43
第2節 環境を支えるひとづくり	44
第3節 環境にやさしいまちづくり	45
4. 計画推進の方策 ～市民と行政がともに歩むために～	48
第1章 効率的・効果的な行財政の運営	48
第2章 協働によるまちづくりの推進	51

1. 実施計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

この実施計画は、八代市総合計画の基本構想で示す市の将来像「やすらぎと活力にみちた魅力かがやく 元気都市“やつしろ”」の実現を目指して、基本計画に掲げる施策を実現するための各種事業について、計画的かつ効率的に実施していくことを目的に策定するものです。

2. 計画の期間

平成27年度から平成29年度までの3か年とします。

なお、実施計画は、10年先を目指す基本構想に基づく施策を計画的かつ効率的に実施するとともに、市民ニーズや社会経済状況の変化により柔軟に対応し、実効性の高い計画となるよう、毎年度、3か年計画としてローリング（見直し・調整）します。

3. 計画の構成

この実施計画は基本構想・基本計画とともに、八代市総合計画を構成する計画のひとつです。

【基本構想】

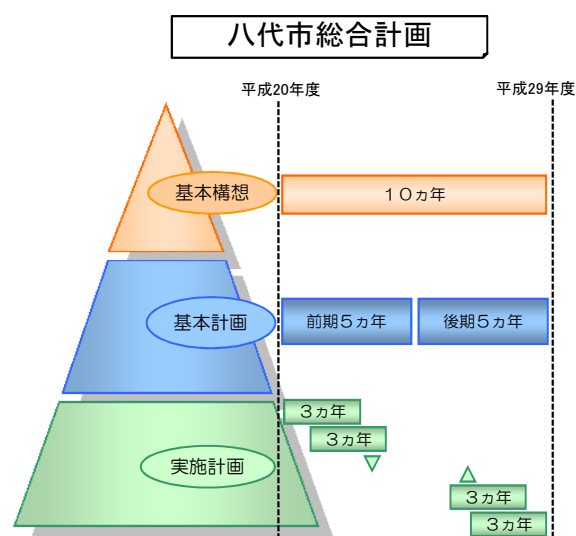
まちづくりの理念と市の将来像を明らかにし、それを実現するための基本目標と施策の大綱を示したものです。

【基本計画】

基本構想で明らかにした市の将来像を実現するために、必要な基本的施策を体系的に示したものです。

【実施計画】

基本計画で示された基本的施策を計画的かつ効率的に実現するために、具体的な事業や施策の内容を明らかにするもので、毎年ローリング（見直し・調整）します。



4. 掲載事業の考え方

実施計画は、総合計画の実現に向けて取り組む施策・事業を示しており、今後の事業実施に向けての指標となるものです。

実施計画に掲載する事業は、基本計画に掲げる「施策」の実現に向け重要かつ効果的な事業を中心に掲載しています。したがって、市が実施する全ての事業を網羅したものではありません。

また、国・県の施策の動向及び市の財政状況等によって変動する場合があります。

2. 八代市総合計画後期基本計画 重点施策一覧

基本目標	施策の大綱	施策の展開	重点 施策	具体的な施策		
第1章 誰もがいきいきと暮らすまち	第1節 人権が尊重される平等なまちづくり	第1項 人権文化の創造	◎	① 人権教育・人権啓発の推進 ② 人権侵害への対応		
		第2項 男女共同参画の推進	◎	① 男女共同参画の意識づくり ② あらゆる分野への男女共同参画の促進		
		第2節 安心して出産・子育てでできるまちづくり	第1項 母子保健の充実		① 妊産婦の健康支援 ② 乳幼児の健康支援	
			第2項 子育て支援	◎	① 子育て環境の充実 ② 子育てと就労の両立支援	
	第3節 健やかに暮らせるまちづくり	第1項 保健・福祉・医療の連携強化		◎	① 保健・医療の充実	
				◎	② 地域福祉の推進 ③ 生活保護行政の適正な運営 ④ 医療保険制度の適切な運営	
			第2項 健康増進の支援			① 健康づくりの推進
				◎	② 生活習慣病予防の推進 ③ 食育の推進	
		第3項 障がい者の支援			① 障がい者の自立と社会参加の支援 ② 障がい者への福祉サービスの充実	
			第4項 高齢者の支援			① 介護保険制度の適切な運営 ② 高齢者の生きがいづくり、社会参加の支援 ③ 高齢者福祉サービスの充実
		第2章 郷土を拓く人を育むまち		第1節 八代の未来を担うひとづくり	第1項 「生きる力」を身につけた子どもの育成	◎
			◎			◎ ④ 学校教育施設等の整備・充実
第2項 学校と家庭と地域社会が連携した子どもの育成			◎		◎ ① 学校・家庭・地域社会との連携 ② 青少年健全育成	
	第2節 生涯を通じた学びのまちづくり		第1項 生涯学習社会の構築			◎ ① 生涯学習推進体制の整備・再編 ② 生涯学習機会及び学習情報の提供 ③ 社会教育施設の整備・充実
第1項 スポーツによるまちづくり					① 生涯スポーツの推進 ② 地域スポーツの推進	
			◎	◎ ③ 競技スポーツの推進		
◎			◎ ④ スポーツ活動を広げる環境づくり			
第4節 文化のかおり高いまちづくり	第1項 伝統の継承・活用と八代の文化の創造			◎	◎ ① 文化財の保存・活用と伝承文化の継承	
				◎	◎ ② 芸術・文化活動の推進 ③ 文化施設の整備・充実	
			第3章 安全で快適に暮らせるまち	第1節 うるおいのある快適なまちづくり	第1項 計画的な土地利用の推進	
第2項 安心して快適な住環境の形成						① 住環境の整備 ② 良質な住宅の供給 ③ 耐震化の推進及び建築物の安全対策 ④ 定住化の促進
	第3項 親しまれる公園や緑地の整備					① 公園・緑地の充実
	第4項 上水道の充実				① 水の安定供給 ② 水道経営の健全化	
		第5項 下水道の充実				① 快適な生活環境の確保と公共用水域の水質保全 ② 市街地における浸水防除 ③ 下水道経営の健全化
第6項 魅力ある都市(市街地)形成					① 良好な市街地の整備 ② 広域交流拠点の整備 ③ 都市景観の形成・向上	
	第2節 安全で安心なまちづくり	第1項 防災・消防体制の整備		◎	◎ ① 防災意識の高揚	
◎				◎ ② 防災基盤・体制の充実 ③ 消防力の充実 ④ 救急体制強化の促進		
第2項 危機管理体制の強化					① 危機管理指針・計画等の整備	

基本目標	施策の大綱	施策の展開	重点 施策	具体的な施策	
第3章 安全で快適に暮らせるまち	第2節 安全で安心なまちづくり	第3項 洪水・崖崩れ防止対策の促進		① 土砂災害防止の促進 ② 洪水防御の促進	
		第4項 防犯の推進と安全な消費生活の確保		① 防犯対策の推進 ② 消費者意識啓発の推進 ③ 消費生活相談の充実	
		第5項 交通安全対策の推進		① 交通安全運動の推進 ② 交通安全施設の整備	
	第3節 暮らしを支えるまちづくり	第1項 便利で快適な交通基盤整備	◎	① 広域交通網の形成 ◎ ② 生活関連道路の整備 ◎ ③ 公共交通体系の整備	
		第2項 港湾の充実	◎	◎ ① 港湾の機能充実 ◎ ② 八代港の利用促進 ③ 親しまれる港づくり	
	第4節 情報通信技術(ICT)を利用した暮らしに役立つまちづくり	第1項 情報基盤の整備		① 携帯電話エリアの整備推進 ② 超高速通信網の整備促進	
	第4章 豊かさにぎわいのあるまち	第1節 豊かな農林水産業のまちづくり	第1項 経営安定を目指した農業の振興	◎	◎ ① 担い手の育成・確保 ◎ ② 需要に応じた農産物の生産振興 ③ 農業生産性の向上による経営の安定 ④ 農村環境の整備
			第2項 緑を育てる林業経営の安定	◎	① 生産基盤の充実 ◎ ② 林業経営の安定 ③ 森林の保全・育成
			第3項 豊かで安定した水産業の振興	◎	① 生産基盤・環境の整備 ② 漁業経営の安定 ◎ ③ 栽培漁業の推進
		第2節 活力ある商工業のまちづくり	第1項 商業の活性化		① 魅力ある商店街づくりの促進 ◎ ② 中心市街地の活性化
第2項 工業の活性化			◎	◎ ① 地場企業の育成 ① 雇用機会の創出	
第3項 雇用機会の創出と企業誘致			◎	◎ ② 企業誘致の推進	
第4項 産業連携の推進			◎	◎ ① 六次産業化・農商工連携の推進	
第3節 にぎわいのある観光のまちづくり		第1項 観光の振興	◎	◎ ① 体験型・交流型観光の推進 ◎ ② 八代の魅力発信 ③ 反復型観光の推進 ④ 観光施設の充実	
			◎		
第5章 人と自然が調和するまち		第1節 自然と共生するまちづくり	第1項 自然環境の保全		① 自然環境・生物多様性の保全
	第2節 環境を支えるひとづくり	第1項 環境保全行動の促進	◎	◎ ① 環境保全行動の促進	
	第3節 環境にやさしいまちづくり	第1項 生活環境の保全		① 環境汚染の抑制・監視 ② 地下水保全 ③ 生活排水対策 ④ 環境衛生の充実	
			第2項 地球環境問題への対応	◎	◎ ① 地球温暖化対策の推進 ◎ ② 再生可能エネルギーへの取り組みの推進
			第3項 循環型社会の推進	◎	◎ ① ごみの減量化及び資源化の推進 ◎ ② 廃棄物処理施設等の整備 ③ 廃棄物の適正処理の推進
	【方策】 計画推進の方策 ～市民と行政がともに歩むために～	第1章 効率的・効果的な行財政の経営	第1節 行政の効率化の推進		① 適切な行政経営 ② 情報システムの適正な運営 ③ 職員の資質の向上
			第2節 財政の健全性の確保		① 収入の安定確保 ② 支出の見直し ③ 計画的な財政運営
第2章 協働によるまちづくりの推進		第1節 情報の共有化		① 情報の提供と公開	
		第2節 市民参画の推進		① 市民参画の環境づくり	
		第3節 協働と住民自治の推進		① 協働の仕組みづくり ② 地域協議会の創設と運営支援 ③ まちづくりを支える団体の育成と支援	

3. 5か年で取り組む施策

基本構想では、まちづくりの理念のもと、八代市のまちづくりに取り組むにあたり定めた共通の目標である基本目標ごとに、施策の大綱を以下のように定め、さらに、基本計画において、施策の大綱ごとに「5か年で取り組む施策」をまとめました。

ここでは、基本計画で定めた「5か年で取り組む施策」に基づいて実施する事業を掲載します。

第1章

誰もがいきいきと暮らすまち

【基本目標】

市民一人一人の人権が守られ、すべての人が社会に参加できる環境のもと、子どもから高齢者まで健康で安心して生活することができる 誰もがいきいきと暮らすまち。

第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

第1項 人権文化の創造

第2項 男女共同参画の推進

第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり

第1項 母子保健の充実

第2項 子育て支援

第3節 健やかに暮らせるまちづくり

第1項 保健・福祉・医療の連携強化

第2項 健康増進の支援

第3項 障がい者の支援

第4項 高齢者の支援

第1節 人権が尊重される平等なまちづくり

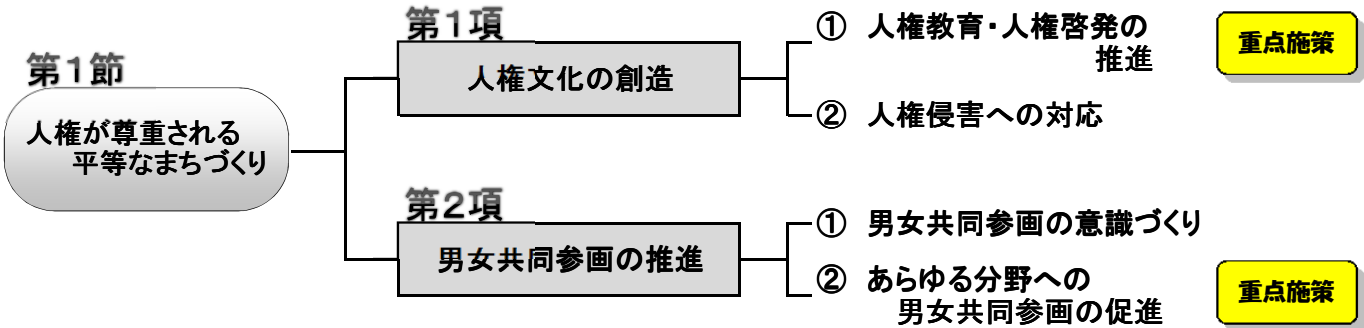
第1章
 誰もがいきいきと
 暮らすまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章 第1節 第1項 ①	◎	人権センター事業	「人権のまちづくり」を目指し、地域における人権啓発のリーダー役を育てるため「市民じんけんサポーター育成講座」を開催。そのほか、展示スペースを設け、パネル展示や図書・映像ソフトの貸し出し、啓発誌「かたらんね」の発行も行なっている。	○	○	○	人権政策課
第1章 第1節 第1項 ①	◎	人権啓発推進事業	人権同和問題研修会の開催や人権作品の募集・表彰・展示、人権子ども集会・フェスティバルinやつしろの開催などにより、市民一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	○	○	○	人権政策課
第1章 第1節 第1項 ①	◎	人権教育事業	部落差別をはじめあらゆる差別の解消を図るため、地域人権教育指導員を活用し人権意識の向上を涵養する。また、西宮・上日置集会所で行う解放学習会等の各種学習会を支援し集会所の維持管理を行う。	○	○	○	生涯学習課
第1章 第1節 第2項 ②	◎	男女共同参画推進事業	八代市男女共同参画計画に基づき、女性のエンパワーメント支援、ワークライフバランスの推進を図るため、セミナーの開催や研修派遣等を行う。また、男女共同参画専門委員による相談事業を行う。	○	○	○	人権政策課

第2節 安心して出産・子育てできるまちづくり

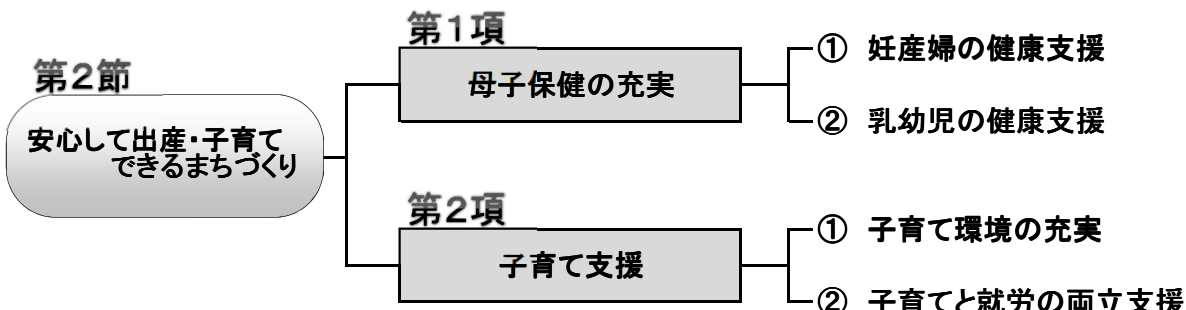
第1章
誰もがいきいきと
暮らすまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



重点施策

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章 第2節 第1項 ①		妊産婦健康支援事業	安心して出産・育児ができるよう妊娠届出をした妊婦を対象に、母子健康手帳及び妊婦健康診査受診票を交付し、妊娠期の健康管理や出産・育児に必要な知識や技術等の保健指導を行うとともに、命の尊さを理解するために学校と連携した思春期健康教育を推進する。	○	○	○	健康推進課
第1章 第2節 第1項 ②		乳幼児健康支援事業	子どもが心身ともに健やかに育つことを目的に、訪問指導や乳幼児(4か月・7か月・1歳半・3歳)健診、赤ちゃん広場、離乳食教室等の育児学級を実施し、保護者が子どもの発達段階に応じた健康的なかかわりができるよう支援する。	○	○	○	健康推進課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	私立特別保育事業	多様化する保育需要に対応するため、休日保育や夜間保育に取り組む私立保育園に運営費を加算して支給するとともに、朝夕の時間延長保育を実施する私立保育園に対し、補助金を交付する。	○	○	○	こども未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	地域子育て支援センター事業	子育て全般に関する専門的な支援を行う拠点として、公立の支援センターを運営するとともに、私立保育園に支援センター運営を委託する。(公立1ヶ所、私立5ヶ所)	○	○	○	こども未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	一時預かり事業	一時預かり事業を実施する私立保育園に対し、補助金を交付する。	○	○	○	こども未来課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章 第2節 第2項 ①	◎	児童手当事業	中学校卒業まで(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している者に手当を支給する。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	児童扶養手当事業	児童(18歳未満)を監護及び養育するひとり親家庭の父母等に対し、手当を支給する。 (支給額) 全部支給の場合 月額41,020円 一部支給の場合 月額41,010円～9,680円 ※受給者及び扶養義務者又は配偶者の前年の所得が、所得制限限度額以上ある場合は、手当の全部又は一部が支給されない。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の医療費に係る経済的負担を軽減し、父または母の健康の保持と、児童の健やかな育成を支援する。 対象者の医療費の一部負担金について、その3分の2を助成する。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	こども医療費助成事業	0歳から小学校6年生までの子どもの通院・入院等にかかる医療費の全部を助成する。 平成27年4月診療分から、対象年齢を「0歳から小学3年生までの児童」から「0歳から小学6年生までの児童」へ年齢拡大。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	こどもプラザ事業	こどもプラザ「わくわく」(イオン八代店2階)、「すくすく」(マックスバリュ2階)の運営を委託し、つどいの広場とファミリーサポートセンターの事業を行う。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ①	◎	第3子以降の保育料無料化	子育て世代の経済的負担軽減のため、同一生計の子ども(18歳迄)が3人以上で、かつ第3子以降の保育料を無料化。 ※平成27年4月から3歳未満児の年齢制限を撤廃。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ②		公立保育所運営事業	保育の必要な児童の公立保育所への入所に対し、保育認定を行うとともに入園先を決定し、保育を実施する。 また公立保育園所の管理・運営を行う。	○	○	○	こども 未来課
第1章 第2節 第2項 ②		私立保育所保育委託事業	保育の必要な児童の私立保育所への入所に対し、保育認定を行うとともに入園先を決定し、保育を実施する。また、保育の実施を委託する私立保育所の運営に対し、子ども・子育て支援法の規定により委託料を支弁する。	○	○	○	こども 未来課

第3節 健やかに暮らせるまちづくり

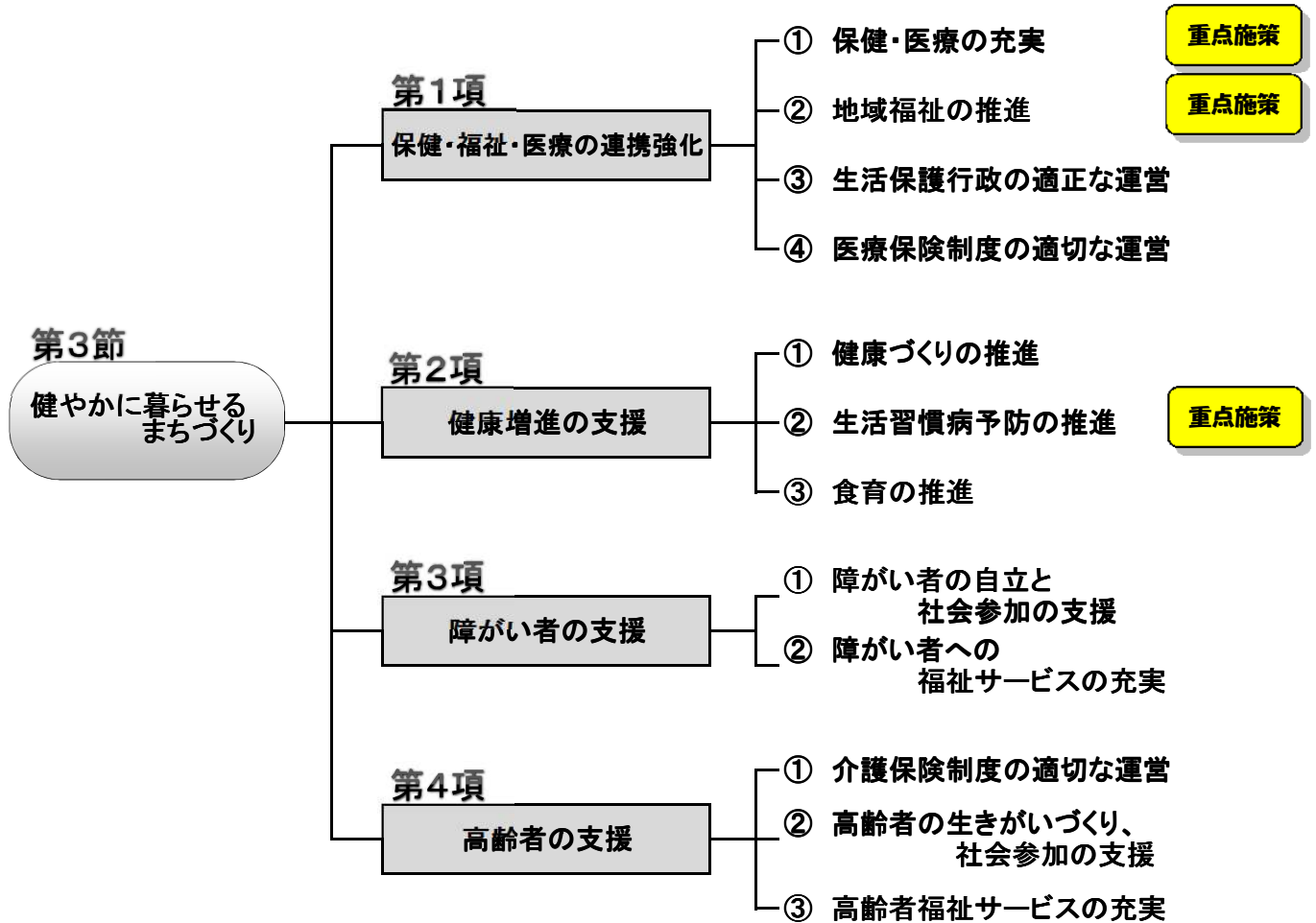
第1章
誰もがいきいきと
暮らすまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章 第3節 第1項 ①	◎	初期救急医療推進事業	必要な医療を必要な時に提供し、安心して暮らせる市民生活環境を構築する。 市では、救急医療における、比較的軽度な疾患を対象とする休日在宅医等の「初期救急」を担い、県が、入院を要する重症の疾患を対象とする「二次救急」、及び、二次救急では対応できない複数科に渡る処置が必要な重篤な患者に対応する「三次救急」を担う。	○	○	○	健康福祉政策課
第1章 第3節 第1項 ①	◎	各種予防接種事業	定期予防接種：予防接種法に基づく予防接種を行う。 ・A類疾病予防接種（発生及びまん延を予防。） 日本脳炎、麻しん風しん混合、四種混合、ヒブ、小児用肺炎球菌など ・B類疾病予防接種（発病・重症化を防止。） 高齢者インフルエンザ、高齢者の肺炎球菌	○	○	○	健康推進課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章第3節第1項①	◎	結核予防事業	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律において、市町村における結核検診は、65才以上に毎年実施となっているが、健康増進法による肺がん検診(40歳以上)も同時に実施しているため、40才以上の方に対して、結核検診(胸部エックス線検査)と肺がん検診を同時に実施している。	○	○	○	健康推進課
第1章第3節第1項①	◎	肝炎ウイルス検診事業	40才、45才、50才、55才、60才、65才、70才の方で、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことがない方を対象に、個別に受診勧奨し、自己負担無料で肝炎ウイルス検診を実施する。 ※本事業は、国の肝炎総合対策の推進の一環として実施されており、県・市町村において取り組まれている。	○	○	○	健康推進課
第1章第3節第1項①	◎	椎原診療所医療事業	診療時に発生する血液検査等及び病院、患者側へ提供する医薬品等の購入に係る事業。 血液検査については外部委託にて実施している。(株CIS)	○	○	○	泉健康福祉地域事務所
第1章第3節第1項①	◎	下岳診療所医療事業	下岳診療所で、病院・患者側へ提供する医薬品の購入及び診療時に発生する血液検査の委託事業。 血液検査については外部委託:(一社)八代市医師会	○	○	○	泉健康福祉地域事務所
第1章第3節第1項②	◎	社会福祉団体育成事業	八代市社会福祉協議会に勤務する正職員の人件費(時間外勤務手当及び厚生経費の一部を除く)を補助対象経費とし、補助金として交付する。	○	○	○	健康福祉政策課
第1章第3節第1項②	◎	民生児童委員関係事業	・八代市民生委員児童委員協議会への運営・活動補助金を交付。 ・各種研修会参加の際の、負担金・旅費の助成。 ・県交付要領に基づき、PR活動を行う単位民児協に対して補助金を交付。	○	○	○	健康福祉政策課
第1章第3節第1項②	◎	生活困窮者自立支援事業	生活困窮者が生活保護に至る前の段階において自立支援策の強化を図るとともに、生活保護から脱却した方が再び生活保護に至らないよう自立相談支援事業を軸とした包括的な支援を行う。	○	○	○	生活援護課
第1章第3節第1項③		生活保護費給付事業	生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、最低限度の生活を保障し自立を助長することを目的として、相談・申請受付の上、保護に関する調査、決定を行い、生活保護費の支給や被保護者の就労支援などの自立助長にむけた援助を行う。	○	○	○	生活援護課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章 第3節 第1項 ④		疾病予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ・1年間無受診の世帯を健康優良家庭として表彰 ・脳ドック費用として、年1回、15,000円を助成 ・はり・きゅう等の施術に年15回まで一回当たり1,000円を助成 ・受診世帯に受診日数や医療費等を年4回通知 ・国保だよりを発行し事業・給付内容等を啓発 等 	○	○	○	国保 ねんきん課
第1章 第3節 第1項 ④		健康保持増進事業 (はり・きゅう助成)	75歳以上(65歳以上75歳未満の認定者を含む)の本市後期高齢者医療の被保険者等に対し、申請により「高齢者はり・きゅう等施設利用券」を交付し、指定施術機関における、はり・きゅう等の施術に対し、年15回を上限として1回当たり1,000円を助成する。	○	○	○	国保 ねんきん課
第1章 第3節 第1項 ④		特定健診事業	40歳～74歳までの国民健康保険加入者を対象にメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病予防のための健康診査(特定健康診査)を実施する。 虚血性心疾患・脳血管疾患等の発症リスクが高い該当者及び予備群を的確に抽出するための健診内容で、生活習慣病予防のための「保健指導を必要とする者」を抽出するために実施する健診である。	○	○	○	健康推進課
第1章 第3節 第1項 ④		特定保健指導事業	特定診結果・質問票から、生活習慣の改善が必要な「積極的支援」「動機づけ支援」対象者を抽出し、保健指導を行い、生活習慣の改善を図る。	○	○	○	健康推進課
第1章 第3節 第2項 ②	◎	健康増進事業	生活習慣病の発症と重症化を予防し、市民の健康の保持増進を図るために、健康増進法に基づく健康手帳配布、健康教育・相談等や、がん検診・歯周疾患検診等の健康増進事業を実施する。本市独自の事業として、ヤング健診・腹部超音波健診・前立腺がん検診、節目年齢以外の歯周疾患検診を実施する。	○	○	○	健康推進課
第1章 第3節 第2項 ②	◎	健康保持増進事業 (高齢者健診)	熊本県後期高齢者医療広域連合からの委託事業として、高齢者健診を実施している。 生活習慣病等の早期発見により重症化を予防し、適切な医療に繋げ、健康の保持増進を図ることを目的としている。	○	○	○	健康推進課
第1章 第3節 第3項 ②		地域生活支援事業	障がい者や保護者等からの相談対応及び必要な情報提供等を行う事業、手話奉仕員の養成や派遣を行う事業、障がい者等を通わせ創作的活動等の提供を行う事業等を必須事業とし、その他市町村の地域性を考慮しながら障がい者の自立した日常生活または社会生活に必要な事業を行う。	○	○	○	障がい者 支援課
第1章 第3節 第3項 ②		障がい児通所支援事業	身近な地域の事業所で、障がい児が将来自立した生活を送ることができるよう、機能訓練等の療育の提供及び保護者に対して家庭での養育に関する支援や助言を行う。	○	○	○	障がい者 支援課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第1章 第3節 第3項 ②		障害福祉サービス給付事業	障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、主に日常生活に必要な支援が受けられる「介護給付」と自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」に分けて、事業を実施する。さらに、障害福祉サービス利用に必要な支援として「計画相談」を行う。	○	○	○	障がい者支援課
第1章 第3節 第3項 ②		八代圏域地域療育センター事業	○八代圏域地域療育センター事業 在宅の障害児及びその疑いがある児童や保護者に対して、身近な地域で療育指導や相談支援等を行う。	○	○	○	健康推進課
第1章 第3節 第4項 ②		老人社会参加事業	地域支援事業における一次予防事業として、介護予防に資する地域活動組織の育成及び活動支援を行う。 いきいきサロン事業・高齢者筋力アップ教室「やつしろ元気体操教室」・老人社会参加事業(趣味講座、文化伝承活動)	○	○	○	長寿支援課
第1章 第3節 第4項 ③		家族介護支援事業	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を維持するようにするため、適切な介護知識・技術の習得等を内容とした教室を開催する。また、家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした介護用品の支給、介護者交流会等を実施する。	○	○	○	長寿支援課
第1章 第3節 第4項 ③		地域自立生活支援事業	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続できるようにするため、①安心相談確保事業、②食の自立支援事業、③成年後見制度利用支援事業、④住宅改修支援事業、⑤福祉電話設置事業により、地域で自立した日常生活を送れるよう支援する。	○	○	○	長寿支援課

第2章 郷土を拓く人を育むまち

【基本目標】

学校教育をはじめ、生涯学習や文化・スポーツに親しむなど、個性や能力を生かした心豊かな郷土を拓く人を育むまち。

第1節 八代の未来を担うひとづくり

第1項 「生きる力」を身につけた子どもの育成

第2項 学校と家庭と地域社会が連携した子どもの育成

第2節 生涯を通じた学びのまちづくり

第1項 生涯学習社会の構築

第3節 スポーツに親しめる環境づくり

第1項 スポーツによるまちづくり

第4節 文化のかおり高いまちづくり

第1項 伝統の継承・活用と八代の文化の創造

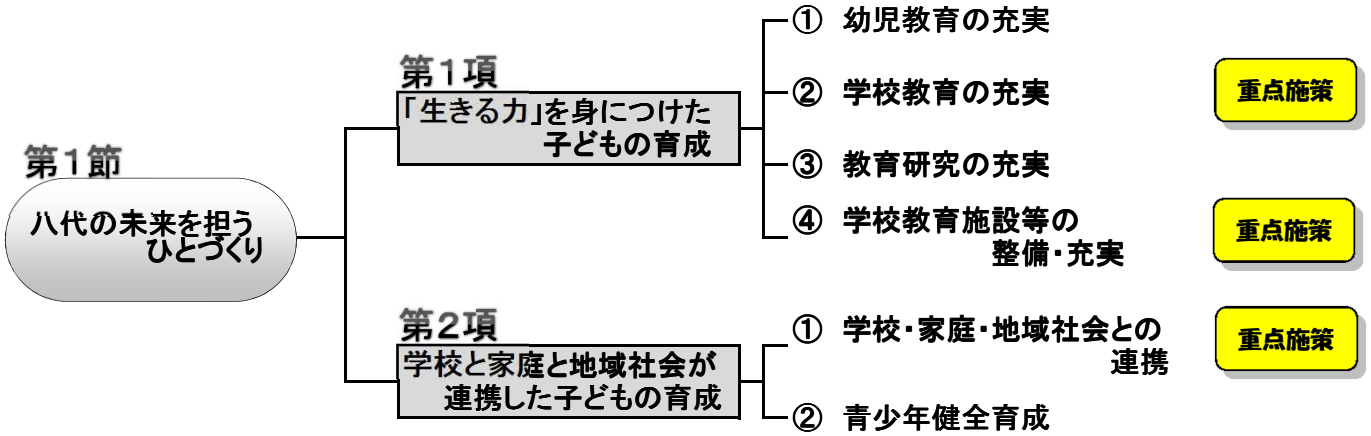
第1節 八代の未来を担うひとづくり

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第1節 第1項 ②	◎	学校体育振興事業 (小学校・中学校)	スポーツ活動を通じて体力及び運動能力を高めるとともに、心身の健康の保持・増進を図る。 小・中学校の体育連盟主催の大会への生徒輸送費や大会会場使用料等を補助する。 八代中学校体育連盟に補助金を支出する。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ②	◎	不登校児童生徒の適応指導事業	月・水・金曜日は、午前10時～午後3時、火・木曜日は、午前10時～午後0時の週5日開級し、時間割を組みできるだけ学校の日課や活動内容に近づけた取組を行っている。指導員は8人在籍し、シフトを組んで1日あたり3～4人程度で指導にあたっている。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ②	◎	小中一貫・連携教育推進事業	義務教育9年間を通して、系統的・継続的な学習指導や生活指導を行うことで、確かな学力、豊かな人間性、健やかな体の育成を図るための小中一貫・連携教育推進体制を整備する。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ②	◎	学校教材充実事業 (小学校・中学校・特別支援学校)	・教師用教科書や指導書の整備を進め、教材の充実を行う。 ・学校訪問を実施する。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ②	◎	学校支援職員配置事業 (小学校・中学校・特別支援学校・幼稚園)	学校図書館支援員、特別支援教育支援員、生徒指導支援員、幼稚園保育支援員及び看護師を配置し、教育活動を推進する。	○	○	○	学校教育課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第1節 第1項 ②	◎	語学指導外国青年招致事業	英語を母国語とする外国青年を招致し、英語指導助手として学校に勤務させ、主に日本人教師との共同授業にて、異国文化の紹介、英語音声面での指導、コミュニケーション能力育成のための活動補助等、児童生徒の英語指導に従事させる。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ②	◎	教育サポート事業	経験豊かで、実践的指導力に長けた2名の退職教員を教育サポーターとして教育サポートセンターに配置し、校長・園長等の要請に基づき教育現場における様々な支援を行う。	○	○	○	教育サポートセンター
第2章 第1節 第1項 ④	◎	奨学資金貸付事業	経済的理由により就学が困難である者に対して奨学金を貸与し、教育を受ける機会を与え有用な人材を育成する。高等学校、高等専門学校、専門学校、短期大学、大学に就学する者に対し、奨学資金を貸与する。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	教育振興事業	授業に必要な備品整備や通学に係る経費の助成を行うことにより学習環境の整備を図る。 ・国からの補助を活用し、理科振興備品を購入する。 ・授業に必要な教材備品を各学校の予算内で各学校から要望を出してもらい購入する。 ・通学経費の補助をする。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	図書購入事業	学校図書館の蔵書を充実し、貸出件数を増やし、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童の健全な教養を育成する。 児童数・学級数の按分により、各小学校に予算を配分する。 小学校ごとにその枠内で希望する図書を購入する。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	パソコン教育推進事業	パソコンリース……児童にパソコン等情報機器に接する機会を与えることで情報活用能力の向上を図る。 教職員においては、情報機器の活用によりわかりやすい授業の実現及び事務の効率化を図る。 図書システム……学校図書館での図書の貸与・返却業務のスムーズに行われるようにする。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	寄宿舎管理事業	久連子、椎原、仁田尾、葉木、樫木及び柿迫(板木、保口)に住所を有し、自宅から泉中学校までが遠距離の生徒を平日は寄宿舎(石楠花寮)に入舎させ、週末は帰宅させる。その寄宿舎の管理運営に要する経費。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	幼稚園奨励費補助金事業	保護者の経済的負担の軽減を図るとともに、公・私立幼稚園間の保護者負担の較差の是正を図るため、家庭の所得状況に応じて保育料等の減額、免除する。なお、その方法は、国の補助金交付決定後、当該年度分を一括して交付する。	○	○	○	教育政策課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第1節 第1項 ④	◎	準要保護就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、予算の範囲内で最大限の学校給食費の援助を行う。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	学校給食施設管理運営事業(単独調理校)	単独調理場(9箇所・2,128食)給食室の管理運営と受配校・園における学校給食の実施体制の整備を行う。 単独調理場…代陽小(給食会)、八童小、鏡小、鏡西部小、有佐小、文政小、泉第八小、坂本中、鏡中(弘済会) ()以外は市直営	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	学校給食施設管理運営事業(給食センター)	学校給食センター(6箇所)の管理運営と学校給食の実施体制の整備を行う。 学校給食センター…麦島(※)、南部(※)、西部(※)、中部(※)、千丁(九州綜合サービス)、東陽(市直営) ()内は委託先又は運営主体、※は公益財団法人八代市学校給食会	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	公益財団法人学校給食会運営補助金事業	八代市の約8割にあたる学校給食の調理、配送と給食用物資の調達を行っている公益財団法人八代市学校給食会の運営に必要な人件費等を補助する。	○	○	○	教育政策課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	小・中・特・幼健康診断事業	学校保健安全法に基づき、学校医、学校歯科医の指導と協力により、児童・生徒・幼児及び教職員の健康診断を実施し、疾病の早期発見、早期対策を樹立し、健康管理を行う。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	保健衛生管理事業	小・中・特別支援学校及び幼稚園の環境衛生のために学校薬剤師の協力を得て諸検査・整備を行う。 ダニアレルゲン検査、教室の空気検査、飲料水及びプール水の水質検査、保健室関係備品の整備等、学校環境衛生の維持管理に努め、改善を図る。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	スポーツ振興センター事業	日本スポーツ振興センターと八代市の契約により、児童・生徒等の数に応じた掛金(一部保護者負担)を日本スポーツ振興センターに支払い、学校管理下における児童・生徒等の災害(負傷、疾病、障がい又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障がい見舞金又は死亡見舞金)の支給を行う。	○	○	○	学校教育課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	要保護・準要保護就学援助事業	・経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して学用品費、通学費、修学旅行費、医療費等の費用の援助を行う。 ・特別支援学級に就学する児童・生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、就学に必要な経費の一部補助を行う。	○	○	○	学校教育課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第1節 第1項 ④	◎	(幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校) 施設管理事業	幼稚園・学校の施設設備について、法令に基づく定期点検などのほか、幼稚園・学校環境を維持するための管理事業を行う。	○	○	○	教育施設課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	(幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校) 施設整備事業	幼稚園・学校施設の安全で快適な教育環境を提供するため、突発的な修繕や、機能維持及び向上のための施設整備を行う。	○	○	○	教育施設課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	学校施設耐震化事業	耐震診断の結果、補強または改築が必要である学校施設の整備を行う。	○			教育施設課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	非構造部材耐震改修事業	学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、災害時には地域住民の避難所としての役割を担っていることから、十分な耐震性能を持たせるとともに、非構造部材の耐震化を行うことで、これらの機能を果たせるよう施設を整備する。		○	○	教育施設課
第2章 第1節 第1項 ④	◎	松高小学校校舎増築事業	特別支援学級が増加しており、平成27年度において教室不足が生じることが判明したため、校舎の増築を行う。	○			教育施設課 教育政策課
第2章 第1節 第2項 ①	◎	学校・家庭・地域の連携協力推進事業	放課後対策運営委員会を設置し、「放課後子ども教室」への助言指導を行う。 「放課後子ども教室」、「学校支援地域本部事業」への地域住民等の事業への参画をうながし、コーディネーター(授業を行うための調整者)、アドバイザー(授業の指導者)、安全管理者(授業を見守り補助するもの)の確保、授業への支援調整を行う。	○	○	○	生涯学習課
第2章 第1節 第2項 ②		青少年健全育成事業	青少年の健全育成のため、街頭指導やヤングテレホンの充実を図り、明るい社会を築くために、犯罪や非行の未然防止に努める。	○	○	○	人権政策課

第2節 生涯を通じた学びのまちづくり

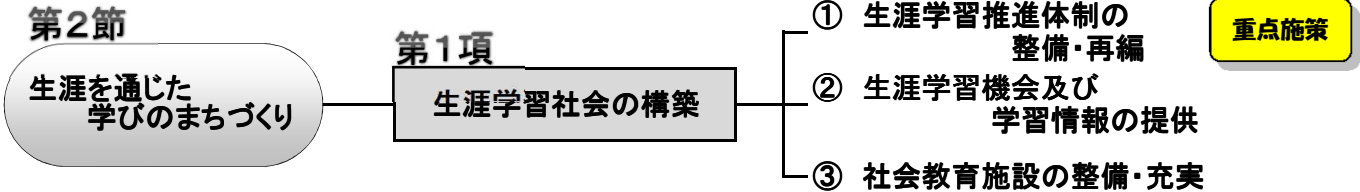


▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第2節 第1項 ①	◎	社会教育事業	<ul style="list-style-type: none"> 社会教育委員会を開催し、本市で実施する社会教育関連事業に対し意見を求め、その意見を施策に反映する。 社会教育指導員を設置し、社会教育活動に対する助言や指導を中心に、生涯学習の支援に関する業務を行う。 成人式実行委員会に運営委託を行い、成人式を実施する。 社会教育団体への補助金の適正な交付及び支援を行う。 	○	○	○	生涯学習課
第2章 第2節 第1項 ①	◎	校区公民館事業 【平成27年度まで】 ↓ 公民館事業 (平成28年度から)	<p>公民館は、市民の学習や交流の場となる社会教育施設である。地域の生涯学習の拠点、地域住民の教育文化活動の拠点として、また、それぞれの地域の特色を活かして元気にぎわいのある地域づくりと創意工夫をこらした事業ができるよう支援する。</p> <p>H28年度より校区公民館がコミュニティセンターとなり、中央公民館体制へと移行する。中央公民館体制移行に伴い、校区公民館事業から公民館事業へ移行する。</p>	○	○	○	生涯学習課
第2章 第2節 第1項 ①	◎	中央公民館整備事業	<p>地域における住民の学習需要に総合的に応える社会教育施設・中核施設として必要な機能を備えた中央公民館を整備する。</p> <p>既存施設を対象として、中央公民館の位置付けを行い、中央公民館としての機能を持った施設に整備する。</p>	○	○	○	生涯学習課
第2章 第2節 第1項 ②		生涯学習講座関連事業	<ul style="list-style-type: none"> 地域公民館講座、家庭教育学級、高齢者教室、婦人学級、市民教育講座等の開設を行う。 また、「まなびフェスタやつしろ」を開催し、各種作品の展示や講演会などを行う。 	○	○	○	生涯学習課
第2章 第2節 第1項 ②		麦島勝撮影写真デジタルアーカイブ事業	<p>博物館が収蔵する写真家麦島勝氏撮影作品を中心とする写真資料約4000点の保存・活用のため、3ヶ年計画で資料情報を調査・整理し、デジタルデータ化して、データベースにデータを入力。これを博物館ホームページを通じて全国に公開する。</p>	○	○	○	博物館
第2章 第2節 第1項 ③		公民館施設整備事業	<p>校区公民館の不具合箇所等の整備と、利用者の安全及び利便性向上のため改修を行う。また、住民自治によるまちづくりの推進に伴い、今後、校区公民館が住民自治の活動拠点施設としての役割を果たすコミュニティセンターとなるため、事業の移管を行う。</p>	○	○	○	生涯学習課 (H27まで) ・ 市民活動政策課 (H28から)

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第2節 第1項 ③		図書館施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> 施設の改修を行う。 設備の修繕を行う。 	○	○	○	図書館 生涯学習課

第3節 スポーツに親しめる環境づくり

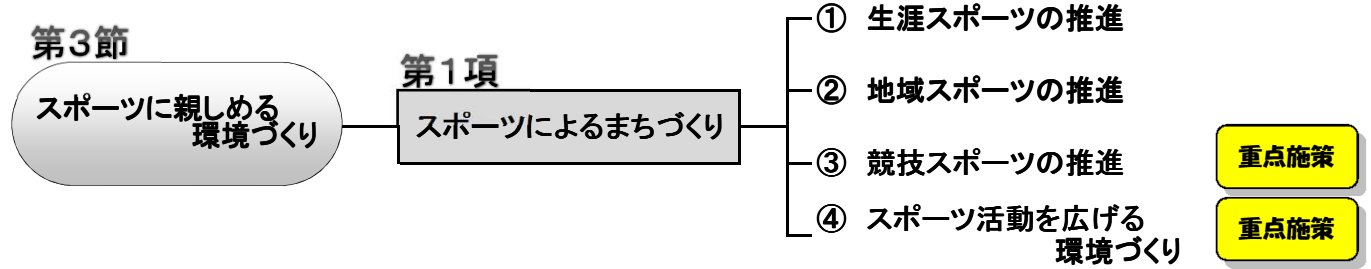


▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第3節 第1項 ③	◎	各種スポーツ大会出場奨励事業	スポーツ競技の全国大会等出場に選手、監督として出場する者に対して激励を行う。また、出場に際し必要となる費用の負担軽減を図る。予選大会を勝ち抜き全国大会等へ出場する選手、監督等に対して奨励金を交付する。	○	○	○	スポーツ振興課
第2章 第3節 第1項 ③	◎	県民体育祭事業	熊本県民体育祭に参加することにより競技力の向上、優秀選手の育成を図るとともに、市民のスポーツへの関心を高める。熊本県民体育祭へ参加するために八代市選手団派遣業務をNPO法人八代市体育協会へ委託する。	○	○	○	スポーツ振興課
第2章 第3節 第1項 ③	◎	スポーツ拠点づくり推進事業	平成19年度より一般財団法人地域活性化センターの「スポーツ拠点づくり推進事業」の承認を受け10カ年事業として「全国小学生ABCバドミントン大会」を開催、承認事業終了後の11年目以降は、引き続き3年間大会を開催する。また大会終了翌日から全国の選抜選手による「選手強化合宿」を実施する。本事業の実施にあたり八代市、NPO法人八代市体育協会、八代市バドミントン協会など関係機関で構成される実行委員会に対して負担金を支出する。	○	○	○	スポーツ振興課
第2章 第3節 第1項 ④	◎	スポーツ・コミュニティ広場施設整備事業	市民のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設・機能の充実を図り、利用者のニーズに合った環境づくりを図る。スポーツ・コミュニティ広場に大規模大会の誘致が可能となるよう施設整備の事業を行う。	○	○	○	スポーツ振興課
第2章 第3節 第1項 ④	◎	総合体育館施設整備事業	市民のスポーツ活動の基盤となるスポーツ施設・機能の充実を図り、利用者のニーズに合った環境づくりを図るため、総合体育館の利用環境を整備するための事業を行う。	○	○	○	スポーツ振興課
第2章 第3節 第1項 ④	◎	社会体育団体補助金事業	本市のスポーツ活動や健康づくりの中心的役割を担っているNPO法人八代市体育協会と八代市スポーツ推進委員協議会の活動を支援するため補助金を交付する。	○	○	○	スポーツ振興課

第4節 文化のかおり高いまちづくり

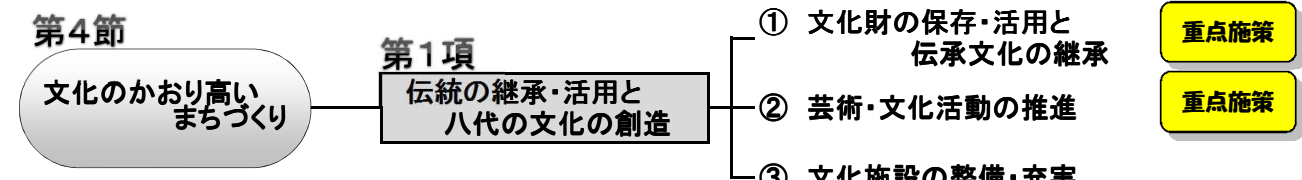


▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第4節 第1項 ①	◎	伝統文化財保存事業	国指定重要無形民俗文化財「八代妙見祭の神幸行事」に参加する各保存団体等への活動援助を行うとともに、国指定にふさわしい格式ある行列整備を進める。また、八代妙見祭をはじめとする地域の伝統行事の活性化を図り、広く市民が参加できる体制作りを進める。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ①	◎	埋蔵文化財緊急発掘調査及び保存処理事業	文化財保護法に基づく「周知の埋蔵文化財包蔵地」における公共事業や民間開発等について、事前に試掘確認調査を行い、遺跡の保護と工事の調整を図る。また、市内の重要な遺跡の調査や出土品(木製品や金属器等)の保存処理を行う。国庫補助対象事業。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ①	◎	市内城跡保存管理事業	平成25年度に国指定となる史跡「八代城跡群 古麓城跡 麦島城跡 八代城跡」について、26年度に国指定記念行事を行い、27～29年度に保存管理計画を策定するなど、八代を代表する史跡として着実な保存・整備、活用を図る。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ②	◎	やつしろ文化振興基金事業	イオン九州(株)、マックスバリュ九州(株)と締結した「地域振興に関する協定書」の合意事項に則り「ICカード等の活用に関する協定書」を締結し、「やつしろガメさんWAON」カードの利用金額に応じて寄附等を受け、「やつしろ文化振興基金」に積み立てる。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ②	◎	文化団体助成事業	本市の文化振興のために、文化団体の育成を図るとともに、各大会の開催や参加に対して補助を行い、文化のレベル向上と普及を支援する。八代市文化協会の活動支援、全国高等学校総合文化祭(高文祭)、国民文化祭参加等に対する補助を行う。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ②	◎	厚生会館自主文化事業	市民へ芸術文化鑑賞の機会を提供する「鑑賞普及型事業」、中学・高校生の学習や発表の場となる「学習型事業」、芸術文化に直に接する「舞台芸術体験型事業」を企画し、実施する。	○	○	○	文化振興課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第2章 第4節 第1項 ②	◎	鏡文化センター自主文化事業	市民へ芸術文化鑑賞の機会を提供する「鑑賞普及型事業」、地域住民自身による運営・出演の「市民参加型事業」を企画し、実施する。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ②	◎	千丁文化センター自主文化事業	市民へ芸術文化鑑賞の機会を提供する「鑑賞普及型事業」、芸術文化に直に接する「舞台芸術体験型事業」、ホールではなくホワイエを利用して気軽に観覧できる「舞台芸術普及型事業」を企画し、実施する。	○	○	○	文化振興課
第2章 第4節 第1項 ②	◎	博物館特別展覧会事業	国内第一級の歴史資料や優れた芸術作品に触れ、楽しむ機会を提供する展覧会(春季展)、八代の文化・芸能等について学ぶ機会を提供し、市外への情報発信を行う展覧会(夏季展・冬季展)、独自の調査研究を行い、それに基づいて、地域の視点から、わが国の歴史・文化について考える展覧会(秋季展)を開催する。	○	○	○	博物館

第3章

安全で快適に暮らせるまち

【基本目標】

自然災害に強く、また交通基盤や生活基盤など、市民の暮らしの向上とまちの活性化や定住促進のための基盤づくりがすすむ 安全で快適に暮らせるまち。

第1節 うるおいのある快適なまちづくり

- 第1項 計画的な土地利用の推進
 - 第2項 安心で快適な住環境の形成
 - 第3項 親しまれる公園や緑地の整備
 - 第4項 上水道の充実
 - 第5項 下水道の充実
 - 第6項 魅力ある都市（市街地）形成
-

第2節 安全で安心なまちづくり

- 第1項 防災・消防体制の整備
 - 第2項 危機管理体制の強化
 - 第3項 洪水・崖崩れ防止策の促進
 - 第4項 防犯の推進と安全な消費生活の確保
 - 第5項 交通安全対策の推進
-

第3節 暮らしを支えるまちづくり

- 第1項 便利で快適な交通基盤整備
 - 第2項 港湾の充実
-

第4節 情報通信技術（ICT）を利用した暮らしに役立つまちづくり

- 第1項 情報基盤の整備
-

第1節 うるおいのある快適なまちづくり

▶ 施策の体系

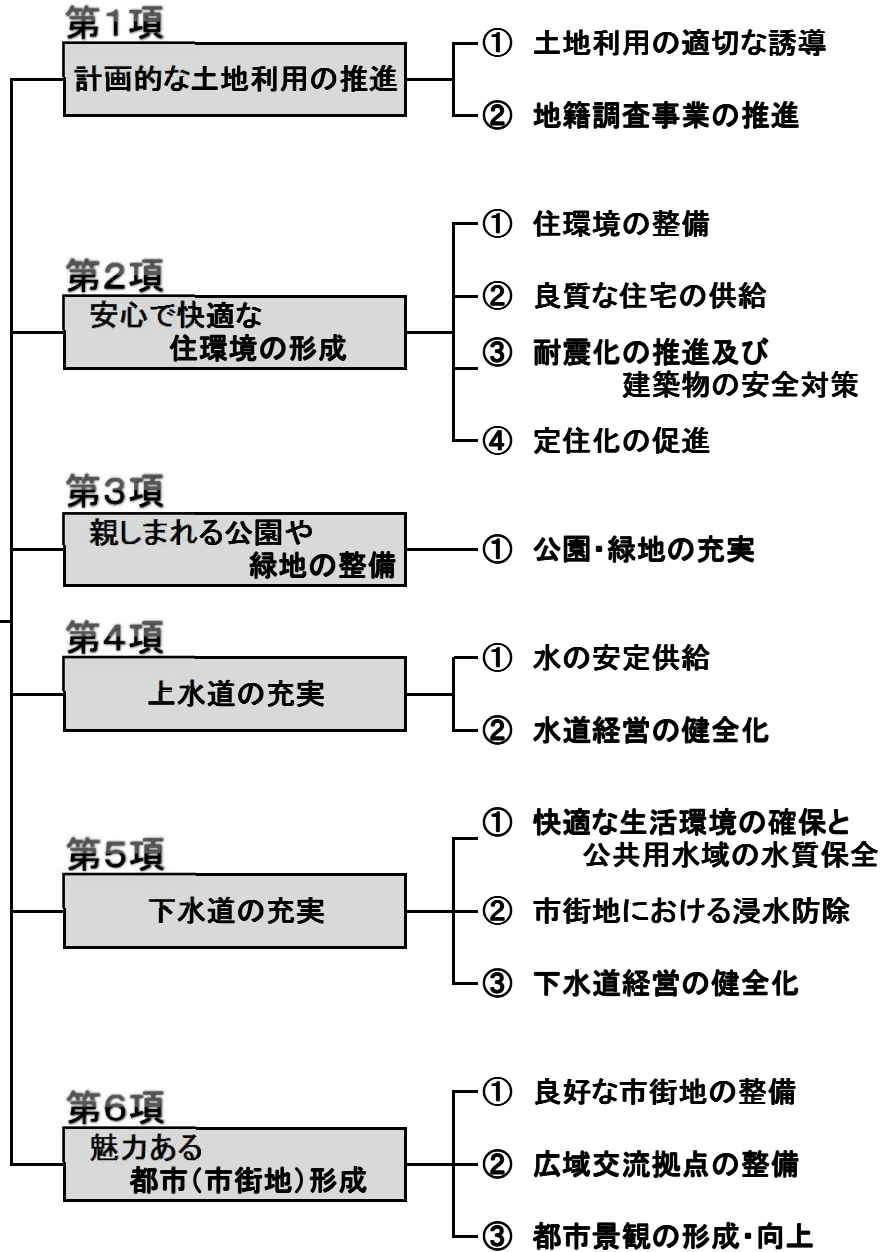
〈施策の大綱〉

〈5か年で取り組む施策〉

〈具体的な施策と内容〉

第1節

うるおいのある
 快適なまちづくり



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第1節 第1項 ②		地籍調査事業	地籍調査は国土調査法に基づく土地に関する基礎的な調査であり、一筆ごとの土地について所有者、地番及び地目を調査し、精度の高い測量により境界及び面積を確定しその成果を取りまとめ、地籍簿と地籍図の写しを法務局に送付する。	○	○	○	地籍調査課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第1節 第2項 ①		老朽危険空き家等除却促進事業	地域の生活環境及び周辺住民に危険、不安等の影響を与えている老朽化し危険な状態で放置された「老朽危険空き家」の除却を行う者に対し、その除却費用の一部を助成する。	○	○	○	建築指導課
第3章 第1節 第2項 ②		公営住宅施設整備事業	市営住宅の危険又は老朽箇所について計画的な改善を実施し、より安全で良好な住宅を提供する。また、市営住宅ストックを長く維持し、住宅事業における建設コストを抑える。	○	○	○	建築住宅課
第3章 第1節 第2項 ②		公営住宅ストック総合改善事業	社会資本整備総合交付金(住宅関連)に対応する公営住宅ストックの総合改善事業、及び既存設備の機能向上等を行うもの。八代市営住宅長寿命化計画に基づき、計画的に市営住宅の改修を実施する。	○	○	○	建築住宅課
第3章 第1節 第2項 ④		定住自立圏構想推進事業	定住自立圏構想とは、人口減少社会の到来や少子化・高齢化の進行、生産年齢人口の減少による社会背景を踏まえ、地方圏において安心して暮らせる地域を形成し、中心市と周辺自治体が相互に役割分担し、連携・協力することで、圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する自治体間連携の取組みであり、本市においても推進していく。	○	○	○	企画政策課
第3章 第1節 第3項 ①		都市公園安全・安心対策緊急支援事業	都市公園における老朽化した遊具などの改築、トイレのバリアフリー化改築、防災備蓄倉庫の設置を行う。 (事業公園数 N=24箇所)	○	○	○	都市整備課
第3章 第1節 第4項 ①		簡易水道建設事業 (坂本地区、泉地区)	本市の簡易水道事業は、上水道では整備が困難な地域を中心に37箇所の簡易水道施設を整備している。未普及地域の解消に努めるとともに、既存施設においても水道水の安定した供給を図るため、老朽化した施設(取水施設、浄水施設、配水施設整備、電気設備等)の計画的な更新を行う。	○	○	○	水道局
第3章 第1節 第5項 ①		八代処理区幹線工事及び管渠布設事業 ※H27より企業会計に移行	公共下水道事業計画区域(八代処理区・八代東部処理区・千丁処理区・鏡処理区)のうち、八代処理区及び八代東部処理区における下水道管渠の整備を行い、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る。	○	○	○	下水道建設課
第3章 第1節 第5項 ①		水処理センター施設整備事業 ※H27より企業会計に移行	公共下水道の終末処理場である八代市水処理センター(S60年供用開始:新港町)における整備を行い、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る。	○	○	○	下水道建設課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第1節 第5項 ①		千丁処理区幹線工事及び管渠布設事業 ※H27より企業会計に移行	公共下水道事業計画区域(八代処理区・八代東部処理区・千丁処理区・鏡処理区)のうち、千丁処理区における下水道管渠の整備を行い、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る。	○	○	○	下水道建設課
第3章 第1節 第5項 ①		鏡処理区幹線工事及び管渠布設事業 ※H27より企業会計に移行	公共下水道事業計画区域(八代処理区・八代東部処理区・千丁処理区・鏡処理区)のうち、鏡処理区における下水道管渠の整備を行い、生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図る。	○	○	○	下水道建設課
第3章 第1節 第5項 ②		市内一円都市下水路整備事業	浸水防除及び環境整備に寄与し、当該水路流域住民の市民生活の向上を図るため、用途区域内の排水路(公共水路)の改良及び維持・管理を行う。	○	○	○	土木課
第3章 第1節 第5項 ②		雨水ポンプ場施設整備事業 (中央ポンプ場) ※H27より企業会計に移行	八代市公共下水道において大雨時の浸水被害を軽減するために建設された中央ポンプ場の再整備(長寿命化)を行い、計画区域における浸水被害の軽減を図る。 老朽化の進行した中央ポンプ場において、施設の改築・更新や建屋の耐震補強を行うことで、ポンプ場の安定稼動に資するもの。	○	○	○	下水道建設課
第3章 第1節 第5項 ②		雨水ポンプ場施設整備事業 (日奈久浜町ポンプ場) ※H27より企業会計に移行	日奈久地区において大雨時の浸水被害を軽減するために建設された日奈久浜町ポンプ場(日奈久浜町)の再整備(長寿命化)を行い、計画区域における浸水被害の軽減を図る。 老朽化の進行した日奈久浜町ポンプ場において、施設の改築・更新や建屋の耐震補強を行うことで、ポンプ場の安定稼動に資するもの。	○	○	○	下水道建設課
第3章 第1節 第6項 ①		八千把地区土地区画整理事業	古閑中町の一部約44haを対象に、北部幹線を含めた都市計画道路や公園などの公共施設を整備し、宅地の利用増進を図ることにより、新たな市街地の形成を行い、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。	○	○	○	都市整備課

第2節 安全で安心なまちづくり

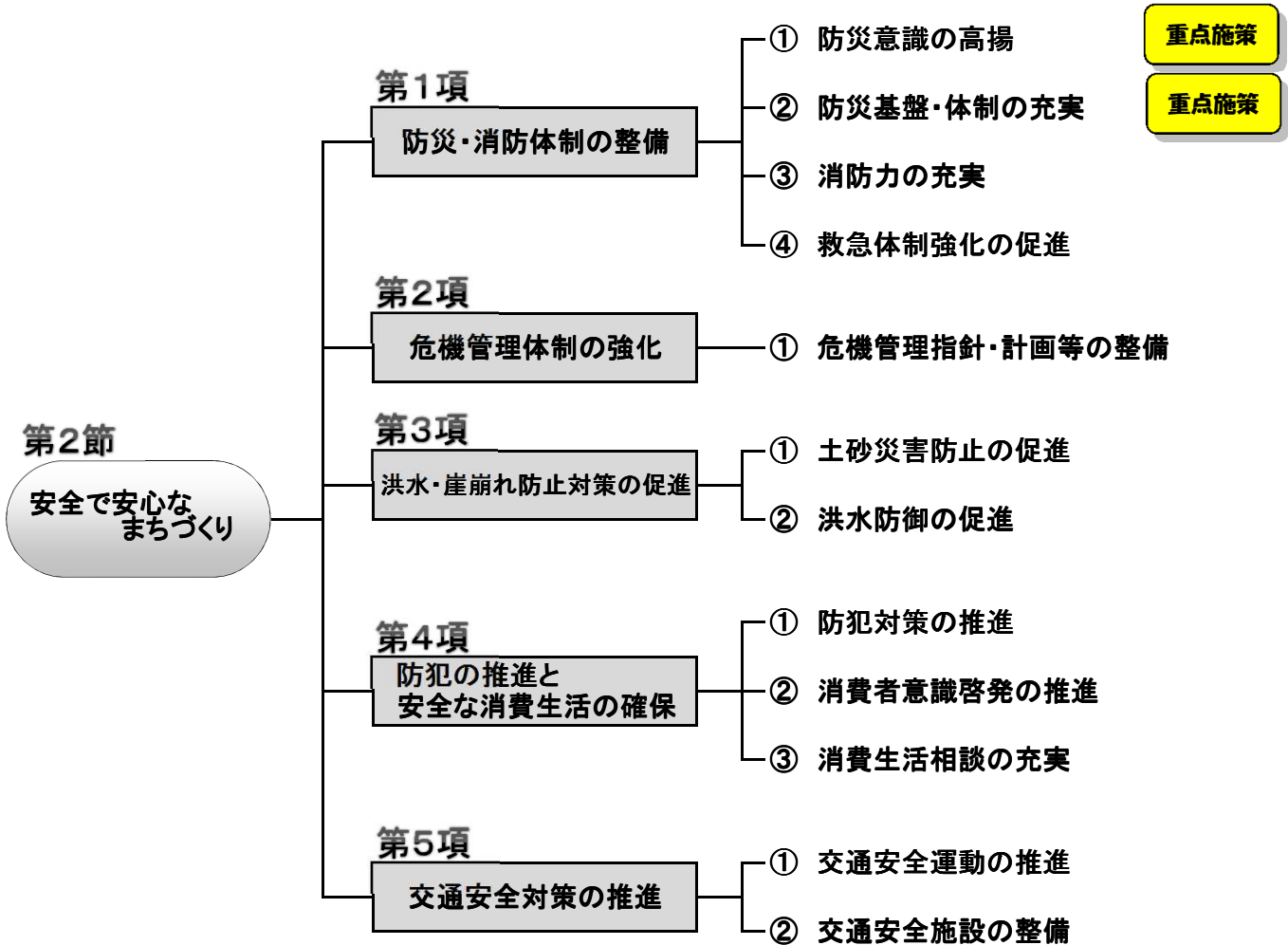
第3章
 安全で快適に
 暮らせるまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第2節 第1項 ①	◎	防災対策事業	「自主防災会の結成促進」や「出前講座」などを開催し、市民の防災意識の向上を図る。また、本市の防災対策の基本となる「八代市地域防災計画」を策定し、地域の災害特徴にあった防災体制を構築する。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第1項 ①	◎	避難行動要支援者関係事業	東日本大震災の教訓を踏まえ、平成25年の災害対策基本法の改正において、避難行動要支援者名簿を活用した実効性のある避難支援がなされるよう定められた。本市においても地域防災計画を随時、改正しながら取組みを推進していく。	○	○	○	危機管理課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第2節 第1項 ②	◎	防災行政無線整備事業	防災基盤・体制の充実を行う。 災害時における情報を迅速且つ的確に伝達できるよう、本庁同報系防災通信システムMCA屋外拡声器の増設や防災行政無線通信施設定期点検を実施する。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第1項 ②	◎	災害時用備蓄資材整備事業	防災活動拠点への備蓄品を整備し、災害時において避難者等に食糧等を配布できるよう備蓄する。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第1項 ③		消防施設整備事業	消防団車庫の新設、屋外ホース等格納箱の配備、防火水槽や消火栓、その他の消防水利について新設や改良、維持管理を実施し、消防活動のための環境を整備する。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第1項 ③		消防団活動事業	特別職の地方公務員法である消防団員の活動の後顧の憂いを削減し、労苦に報いるために、必要な処遇と福利厚生を図る。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第1項 ③		消防団整備事業	消防団の活動に必要な資機材、被服などの整備及び修理、性能保全、維持管理を行う。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第1項 ③		広域行政事務組合負担金事業	八代広域行政事務組合消防本部への負担金の支出。 市民の生活に欠かすことのできない、八代広域行政組合消防本部による消防活動、救助活動の的確な実施と推進を図るため負担金を支出する。	○	○	○	危機管理課
第3章 第2節 第3項 ①		県河川海岸事業負担金事業	県が管理する河川、海岸等において土砂災害や、高潮災害等の防止事業を行うことにより、安全な市民生活を確保するため負担金を支出する。	○	○	○	土木課
第3章 第2節 第3項 ②		市内一円河川改修事業	安全な市民生活を確保を図るため、老朽化等における危険性のある河川の改修を行うことにより、未然に河川災害を防除する。	○	○	○	土木課

▶ 主な事業

総合 計画	重点 施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第2節 第4項 ③		消費者被害救済事業	多様化・複雑化する消費者被害に対応するため、消費生活センターの相談体制の充実を図り、庁内及び関係機関と連携しながら被害者救済を目指す。	○	○	○	市民活動 政策課
第3章 第2節 第5項 ①		交通安全運動事業	「子どもと高齢者の交通事故防止」を優先に、警察などの各種交通安全推進団体と連携して、高齢者、児童・幼児への交通安全教室等の事業を実施する。	○	○	○	市民活動 政策課

第3節 暮らしを支えるまちづくり

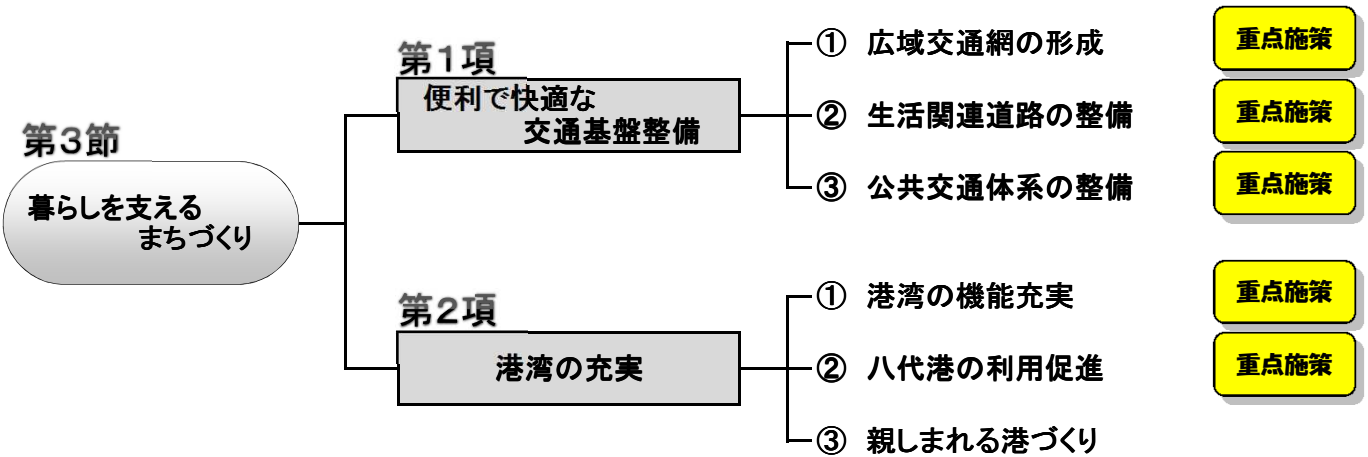
第3章
安全で快適に
暮らせるまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第3節 第1項 ①	◎	並行在来線経営分離対策事業	熊本県と沿線市町、商工団体、観光協会等関係機関で構成する肥薩おれんじ鉄道沿線活性化協議会において、沿線地域の振興につながる具体的な利用促進方策等について、検討、協議を行い、会社と連携しながら方策実施を図る。おれんじ鉄道の安定的かつ安全な運行のため、鉄道基盤の設備維持に係る費用について補助を実施する。	○	○	○	企画政策課
第3章 第3節 第1項 ①	◎	市内一円道路改良事業	市民生活に密着した市道及び法定外道路の交通環境改善を図る目的で、計画的に拡幅改良や舗装・側溝などの整備を進める。	○	○	○	土木課
第3章 第3節 第1項 ①	◎	西片西宮線道路整備事業	西片西宮線は、太田郷地区と宮地地区を南北に縦断して国道3号と八代臨港線を結ぶ、地区の主要幹線道路である。本事業は、当路線の内、八代臨港線から一般市道までの区間整備に取り組む。 (延長 L=360m、幅員 W=16m)	○	○	○	都市整備課
第3章 第3節 第1項 ①	◎	南部幹線道路整備事業	南部幹線は、市街地中心部と南九州西回り自動車道・八代南IC及び国道3号を結ぶ都市の骨格となる重要な幹線道路である。本事業は、当路線の内、一級河川・南川を挟む区間を市施行で取り組んでいる。 (延長 L=1,038m、幅員 W=30m)	○	○		都市整備課
第3章 第3節 第1項 ①	◎	八の字線道路整備事業	八の字線は、都市計画道路南部幹線と都市計画道路麦島線を結ぶ都市の骨格となる重要な幹線道路である。本事業は、当路線の内、未整備区間である箇所を整備に取り組む。 (延長 L=190m、幅員 W=16m)	○	○	○	都市整備課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第3節 第1項 ②	◎	市内一円橋梁維持管理事業	市が管理する道路施設である橋梁のパトロールを実施し、補修・改修工事を行う。 全体橋梁数:1960橋(H26.3.31現在) 15m以上の橋梁数 : 138橋 7m～15m未満の橋梁数: 229橋 7m未満の橋梁数 : 1593橋	○	○	○	土木課
第3章 第3節 第1項 ②	◎	橋梁長寿命化修繕事業	市道に架かる橋長15m以上の橋梁(歩道橋は対象外:N=129橋)及び重要度(交通量等)の高い15m～概ね7mの橋梁(N=329橋)の458橋について、橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画的に補修を行っている。 道路法の改正(平成26年7月施行)により、すべての橋梁(橋長2m以上)について、5年に1度の近接目視による点検が義務化された。	○	○	○	土木課
第3章 第3節 第1項 ②	◎	道路維持事業	生活に密着した生活道路から幹線道路までの維持補修に努め、安全で快適で便利な道路や、潤いを与える街路樹の維持管理を行うことで、通行の円滑化と居住環境整備を図る。主に、道路維持工事・道路施設修繕・道路舗装補修・街路樹管理業務委託・道路除草委託等を行う。	○	○	○	土木課
第3章 第3節 第1項 ②	◎	市内一円橋梁改修事業	市民生活の基盤となる道路施設の充実を図る目的で、老朽化により通行が危険となった橋梁や幅員が狭いなどの理由で通行に支障を来たしている橋梁を改修する。	○	○	○	土木課
第3章 第3節 第1項 ②		単県道路事業負担金事業	交通網の幹線となる県道の改築事業を促進し広域的な連携強化を目的とした、県道における改築事業及び側溝整備への負担金事業。	○	○	○	土木課
第3章 第3節 第1項 ③	◎	生活交通確保維持事業	市民の生活交通を確保するため、バス事業者に対し運行費補助金を交付するとともに、JRやバス等の交通機関への接続が不便な地域における交通手段の確保と日常生活の利便性を促進するため、乗合タクシー運行事業を実施する。また、市全体の公共交通について協議する「八代地域公共交通会議」の運営を行う。	○	○	○	企画政策課
第3章 第3節 第2項 ①	◎	八代港県営事業負担金事業	八代港港湾計画に沿った施設整備及び既存施設の改良・補修に係る地元負担金。	○	○	○	国際港湾振興課
第3章 第3節 第2項 ①	◎	港湾管理事業	日奈久港及び鏡港の港湾施設を適正に維持管理するため、施設設備の設置、運転及び修繕等を行う。また、台風・高潮等の災害に対する安全対策を実施するとともに、管理上必要な港湾台帳を整備し、港湾統計等、各種調査を行う。	○	○	○	土木課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第3節 第2項 ②	◎	八代港ポートセールス事業	県や港湾事業者及び荷主等と情報を共有し、官民一体となったポートセールスを展開する。併せて新規貨物の獲得や新規航路について、研究・調査・セミナー等を実施する。	○	○	○	国際港湾振興課
第3章 第3節 第2項 ②	◎	クルーズ客船誘致事業	大型クルーズ客船の八代港寄港に合わせ、歓迎式典や来場者向けイベントを開催する。 クルーズ客船会社や旅行会社への積極的な訪問活動を通じて、八代港へのクルーズ客船の誘致を図る。	○	○	○	国際港湾振興課
第3章 第3節 第2項 ③		みなと八代フェスティバル事業	海事官公庁や港湾関係団体及び外港立地企業などが一体となって、海洋イベントを実施する。	○	○	○	国際港湾振興課

第4節 情報通信技術(ICT)を利用した暮らしに役立つまちづくり



▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>

第4節

情報通信技術(ICT)
を利用した暮らしに
役立つまちづくり

第1項

情報基盤の整備

- ① 携帯電話エリアの整備推進
- ② 超高速通信網の整備促進

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第3章 第4節 第1項 ①		携帯電話等エリア整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・既に整備した、携帯電話基地局及び伝送路の保守。 ・携帯電話が通じない地区に対し、国庫補助制度を利用して、携帯電話基地局や伝送路の整備を行なう。 	○	○	○	情報政策課

第4章

豊かさにとぎわいのあるまち

【基本目標】

諸産業における優れた担い手を育て、生産性の高い力強い産業の振興を図るとともに、魅力ある観光資源を生かし、多くの交流が生まれる 豊かさにとぎわいのあるまち。

第1節 豊かな農林水産業のまちづくり

第1項 経営安定をめざした農業の振興

第2項 緑を育てる林業経営の安定

第3項 豊かで安定した水産業の振興

第2節 活力ある商工業のまちづくり

第1項 商業の活性化

第2項 工業の活性化

第3項 雇用機会の創出と企業誘致

第4項 産業連携の推進

第3節 にぎわいのある観光のまちづくり

第1項 観光の振興

第1節 豊かな農林水産業のまちづくり

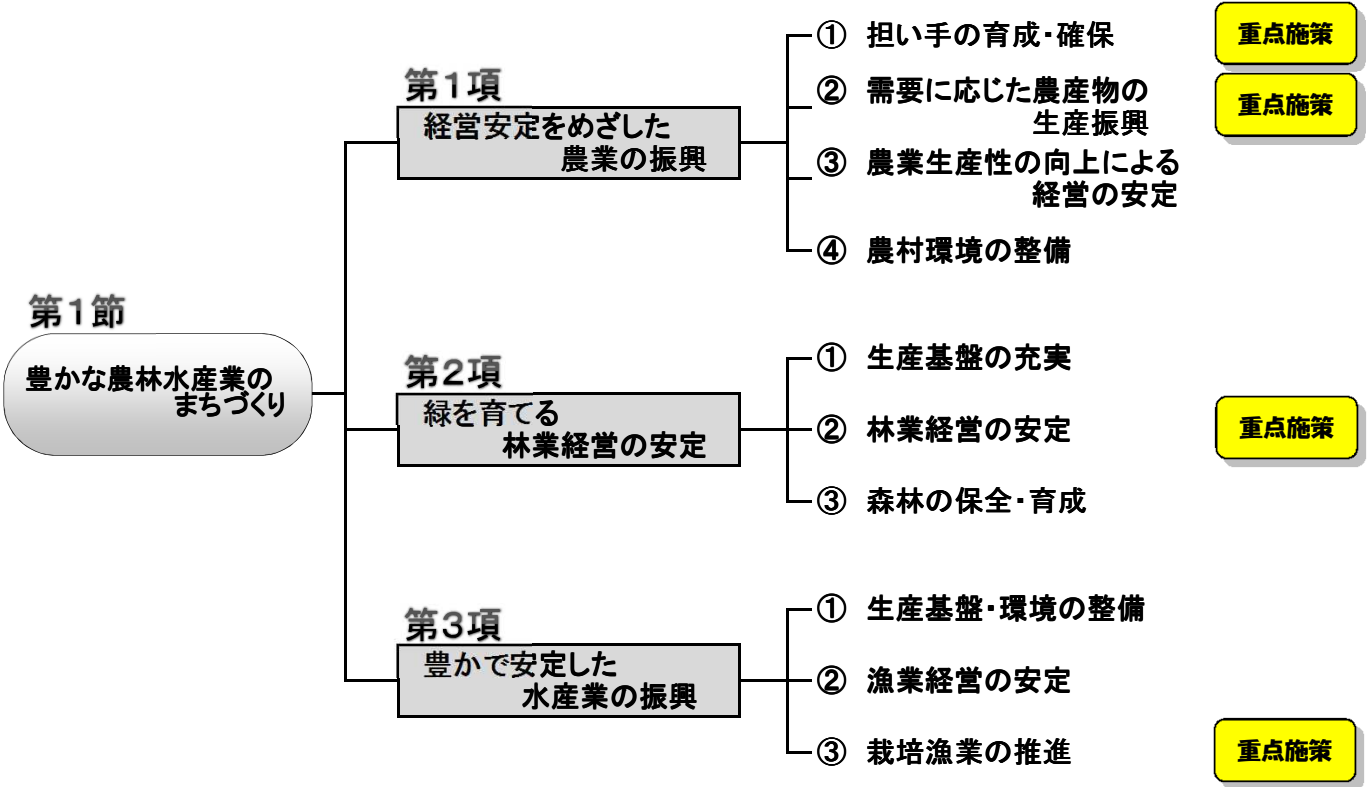
第4章
 豊かさにぎわいのあるまち

▶ 施策の体系

〈施策の大綱〉

〈5か年で取り組む施策〉

〈具体的な施策と内容〉



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第1節 第1項 ①	◎	青年就農給付金事業	経営不安定な就農初期段階の青年就農者に対して青年就農給付金を給付する。	○	○	○	農林水産政策課
第4章 第1節 第1項 ①	◎	営農支援事業	営農支援室を設置し、農業に精通した専門スタッフによるアドバイス・巡回指導を実施することにより、農業経営の改善・安定化を図る。	○	○	○	農林水産政策課
第4章 第1節 第1項 ②	◎	い業振興対策事業	①い業機械再生支援事業 ②曇表張替促進事業 ③熊本県いぐさ・曇表活性化連絡協議会負担金 ④くまもと曇表復興支援事業負担金(H24～26)	○	○	○	農業振興課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第1節 第1項 ②	◎	いぐさ・豊表生産体制強化緊急対策事業	いぐさ生産に関し、機械の共同利用を目的とした生産組織編成を行い、機械の共同利用を進める。 高品質表を生産するための機械の導入に関して補助を行う。 外国産との差別化を図るために、豊表のトレースアビリティを推進し、必要な機械導入に関して補助を行う。	○	○	○	農業振興課
第4章 第1節 第1項 ②	◎	普通作振興対策事業	球磨川感謝祈願祭の実施 八代地方農業振興協議会への負担金 農林水産振興協議会への負担金	○			農業振興課
第4章 第1節 第1項 ③		戸別所得補償推進事業	消費者重視・市場重視の考え方に立った、農業者・農業者団体の主体的な取り組みによる需要に応じた米づくりの推進を図り、水田農業経営の安定を図ることを目的として、経営所得安定対策制度推進事務の実施主体である「八代市農業再生協議会」へ補助する。	○	○	○	農業振興課
第4章 第1節 第1項 ③		農地利用集積促進事業	・5年以上の新規の賃借権設定に対して、平成25年度末より5割以上又は1ha以上の規模拡大を行った者が機械等を導入する場合にその導入経費の1/2以内(上限:100万円)を助成	○	○	○	農林水産政策課
第4章 第1節 第1項 ④		中山間地域等直接支払制度事業	農業生産条件の不利な中山間地域等においては、高齢者及び後継者不足等により耕作放棄地・遊休農地が増加していることから、これらを防止することを目的に直接支払いを実施する。	○	○	○	農林水産政策課
第4章 第1節 第1項 ④		国営八代平野地区かんがい排水地区調査事業	八代平野における遥拝頭首工及び幹線用排水路施設は昭和39年から昭和48年にかけて行われた国営かんがい排水事業により造成されたものであるが、造成後40年以上経過しており、老朽化により機能の低下が著しい状況である。今後、本地区の農業の更なる発展を図るため、2期目の国営八代平野地区かんがい排水事業の採択を目指して、地区調査が行われる。	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		排水機場維持管理事業	湛水防除事業、排水対策特別事業により設置された排水機場の維持管理を行う。 排水運転に関しては、地元の地理的条件に精通している土地改良区や排水運転組合に運転を委託している。 排水機場名:八代南部、明治新田3号、金剛、郡築、昭和第2、八代新地、新牟田、東牟田、北新地、三番割、野崎、碓原、両出、鏡町塩浜	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		土地改良施設維持管理適正化事業	農業水利施設(排水機場等)の機能を維持し長寿命化するため、施設の整備補修を行う。	○	○	○	農地整備課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第1節 第1項 ④		国営造成施設管理体制整備促進事業	1. 管理体制整備計画策定事業(管理水準、体制、費用分担など具体的目標の設定) 2. 管理体制整備推進事業(推進協議会を設置し、地域における協議調整、合意形成及び啓発活動) 3. 管理体制整備強化支援事業(多面的機能の発揮や管理の高度化に対する支援)	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		多面的機能支払交付金事業	農村地域は作物生産の農用地のみならず、水源涵養、動植物の生育、国土保全、景観形成等、様々な機能を有する地域である。このような農業・農村の持つ多面的機能を維持・発揮していくため、地域ごとに組織された活動組織が行う、農地の維持や地域住民との共同活動、農業施設の維持補修や更新等の活動に対し、支援を行う。	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		市内一円土地改良整備事業	主に各校区からの市内一円における排水路改修、道路改良・舗装工事等の農業生産基盤に対する整備要望に対応する。	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		県営土地改良事業負担金事業	県営で実施する土地改良事業の地元負担金。各事業の規定に応じて、大規模あるいは事業費が多額の場合は県営事業となり、市町村はその事業費に対して国のガイドラインに定めのある負担率(5～25%)の負担金を支出する。	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		農業基盤整備促進事業	地域ニーズを踏まえた基盤整備(定率助成)を行なうとともに、整備済農地の区画拡大や暗渠排水等の簡易な農地整備(定額助成)を迅速・安価に図り、担い手への農地集積を加速化し、農業競争力の強化を図る。	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第1項 ④		農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設の補修・更新等の保全整備、用水路のパイプライン化、ゲート自動化等の合理化整備を実施することにより生産効率を高め競争力のある「攻めの農業」を実現し、担い手への農地集積を加速化する。	○	○	○	農地整備課
第4章 第1節 第2項 ①		市内一円林道維持事業	市管理の林道について、路面修繕、排水施設修繕、安全施設の設置、草刈り等を行い維持管理し、山林の手入れや木材の搬出のための林業関係通行車両の安全を図る。	○	○	○	水産林務課
第4章 第1節 第2項 ①		市内一円林道新設改良事業	1. 幹線林道菊池人吉線に係る賦課金及び受益者組合助成金の償還金(H14～H40) 2. 山のみち地域づくり交付金事業負担金(H21～H38) 3. 林業専用道八竜山線開設事業(H25～H27) 4. 林業専用道菖蒲谷線開設事業(H26～H28)	○	○	○	水産林務課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第1節 第2項 ①		道整備交付金事業	【事業計画案】(平成27年度～平成31年度) (事業概要)アスファルト舗装8路線 施行延長 15,680m、法面改良 3路線 施行延長 1,000m	○	○	○	水産林務課
第4章 第1節 第2項 ②	◎	森林整備地域活動支援交付金事業	支援対象となる地域活動としては、森林経営計画作成促進に係る費用、施業の集約化の促進に係る費用、作業路網の改良活動に係る費用を補助対象として事業を行う。	○	○	○	水産林務課
第4章 第1節 第2項 ②	◎	八代産材利用促進事業	八代産木材の需要を拡大することにより、木材関連産業等の振興を図り、八代市の林業の活性化及び森林の健全化を促進する。 八代産木材を利用した家屋の新築、増改築、リフォームに対して助成を行う。	○	○	○	水産林務課
第4章 第1節 第2項 ②	◎	森林整備事業	民有林において、植栽、下刈り、除間伐等の一連の造林施業を計画的、効果的に推進し、森林資源の充実、公益的機能の確保、林業従事者の雇用の安定、山村の産業振興を図る。	○	○	○	水産林務課
第4章 第1節 第2項 ③		有害鳥獣被害対策事業	八代市鳥獣被害防止計画に基づき、鳥獣被害対策実施隊を設置し、実施隊員は市の非常勤職員として位置付け、命令に基づいて公務として出勤し、緊急時にも対応するなど効率的に活動し、いっそうの捕獲数の向上を目指す。 また、防護対策として電柵等の設置費用を助成する。	○	○	○	水産林務課
第4章 第1節 第3項 ③	◎	栽培漁業振興事業	稚魚・稚エビ等の放流を通して、水産資源の再生産を促し、安定かつ継続的な漁業経営を図るとともに、平成27年度に供用開始予定の荷さばき施設に関し、新鮮な地元の活魚や鮮魚の取扱量の増加による機能向上を図るため、放流事業を拡大実施する。	○	○	○	水産林務課

第2節 活力ある商工業のまちづくり

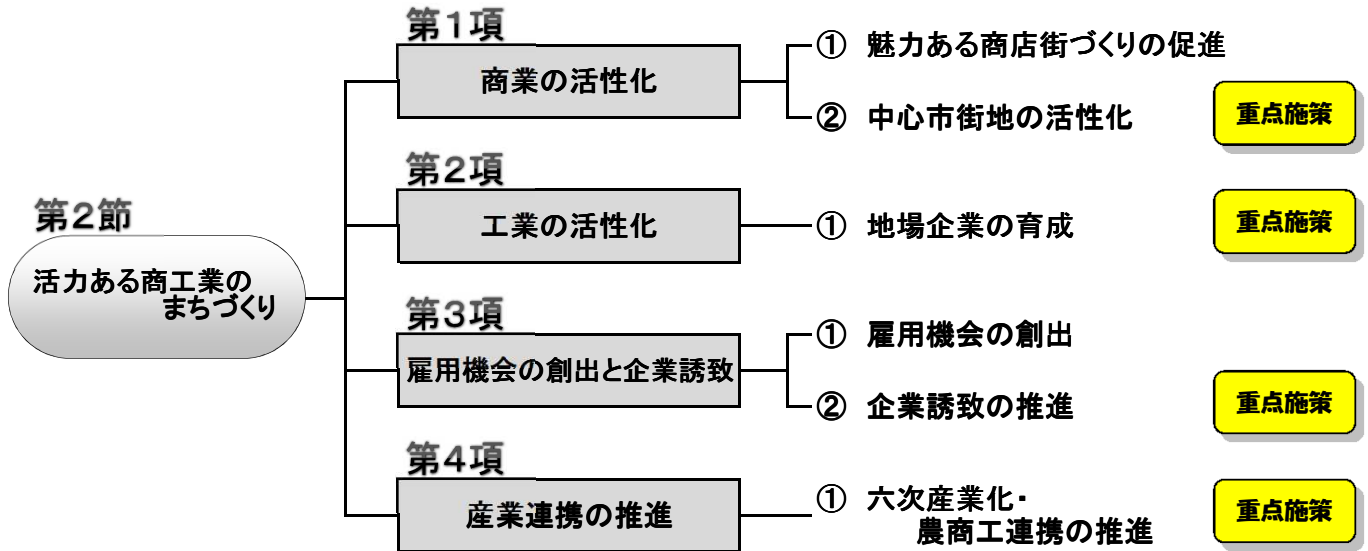
第4章
豊かさにぎわいのあるまち

▶ 施策の体系

〈施策の大綱〉

〈5か年で取り組む施策〉

〈具体的な施策と内容〉



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第2節 第1項 ①		商工業資金貸付・出資事業	<ul style="list-style-type: none"> 各制度別・各金融機関の融資実績に応じて預託金額を算出し、運用基盤となる融資資金を預託する。 信用保証料を市が半額または全額補給する。 中小企業経営安定特別融資に係る保証料率を通常の保証率より0.2%低く運用を行い、基本保証料率との差額の減収分について保証協会に対して補填を行う。 保証協会が行う代位弁済に対する損失補償を行う。 	○	○	○	商工政策課
第4章 第2節 第1項 ①		商店街活性化事業	本市の商店街が実施するソフト事業、空き店舗を活用した事業、新規出店を誘致する事業等を支援することによって、商店街の魅力を高め、集客力の向上、売上げの増加を図る。	○	○	○	商工政策課
第4章 第2節 第1項 ②	◎	ハーモニーホール管理運営事業	老若男女問わず様々な人や団体が利用でき、自主的な文化活動の発表や練習、会議、各種催し物等の快適な貸会場として、やつしろハーモニーホールの管理運営を行う。 平成19年度から指定管理者制度を導入している。	○	○	○	商工政策課
第4章 第2節 第2項 ①	◎	工業振興補助助成事業	企業の投資、人材育成支援及び新製品・新技術開発への経費補助等を行うことにより、地域産業活性化及び雇用創出を図る。 <ul style="list-style-type: none"> 八代市企業振興促進条例補助金 八代市産業活性化人材育成支援事業補助金 八代市産業活性化研究開発等支援事業補助金 等 	○	○	○	商工政策課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第2節 第3項 ②	◎	企業誘致対策事業	『八代市港湾利用・物流拠点型産業集積形成基本計画』に規定される 飼料製造業、紙パルプ製造業、運輸業、卸売業等、また、『八代市企業振興促進条例』の優遇措置対象業種である製造業、コールセンター等を誘致するため、企業調査、パンフレット、ホームページを活用した企業誘致情報の発信、を行うほか、熊本県や関係機関と連携した企業訪問活動等を行う。	○	○	○	商工政策課
第4章 第2節 第4項 ①	◎	フードバレー流通推進事業	全国有数の農林水産資源を有している本市を含む県南地域の多様な資源・環境を活かした生産・販売・加工・商品開発等により「高付加価値商品の開発」「新たなビジネスの創出」「農林水産業の所得・雇用の向上」の実現を目指す。	○	○	○	フードバレー推進課
第4章 第2節 第4項 ①	◎	フードバレー輸出促進事業	著しく人口増加が見込まれる東南アジアへの農林水産物を輸出し、販路拡大を目指す。その方策として、流通業務に精通したアドバイザーを設置し、計画的な流通戦略を行う。また、台湾や香港などで特産品のPRやバイヤー商談会・市場調査などを行う。さらには、八代港等からの輸出を推進するため、各種補助事業を創設する。	○	○	○	フードバレー推進課

第3節 にぎわいのある観光のまちづくり

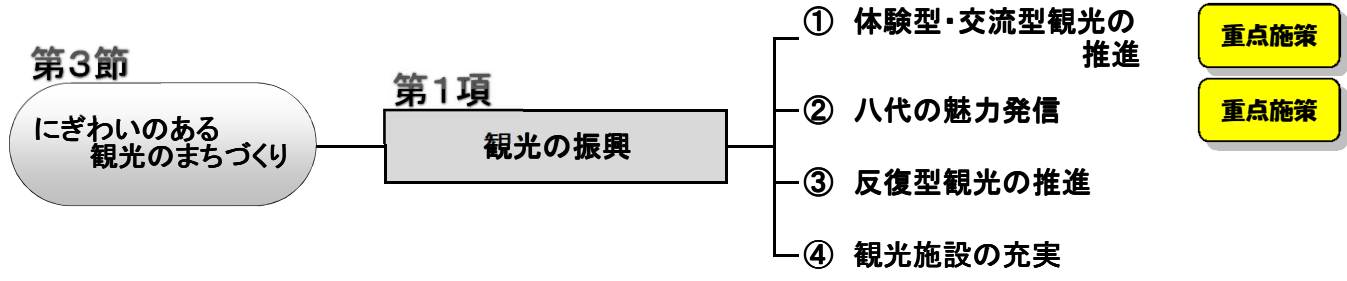
第4章
 豊かさにぎわい
 のあるまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第3節 第1項 ①	◎	全国花火競技大会事業	花火大会をとおして、煙火業者の技術向上と本市観光事業及び商工業の振興に寄与することを目的として設置された「やつしろ全国花火競技大会実行委員会」に対して、観覧者の快適性、安全性等を充実させ、魅力ある大会とするため、競技花火出品経費、会場設営費、打上現場整地費、会場警備費として負担金を拠出する。	○	○	○	観光振興課
第4章 第3節 第1項 ①	◎	妙見祭事業	妙見祭による誘客を促進するため、各種メディア広告やポスター、パンフレット作成による広報活動及び簡易トイレ設置等を行う。	○	○	○	観光振興課
第4章 第3節 第1項 ①	◎	九州国際スリーデーマーチ事業	《対象団体》九州国際スリーデーマーチ実行委員会 《対象活動》ウオーキング大会をはじめ、物産展、環境展、健康展、ステージイベント等の複合型イベント。特にウオーキング大会は、国際マーチングリーグ(IML)の認定を受けた大会(日本で2大会)であり、国内をはじめ世界中のウオーカーが毎年参加している。	○	○	○	観光振興課
第4章 第3節 第1項 ①	◎	着地型観光推進事業	体験型観光等を行う事業者や関係機関による情報交換や交流により、各事業の磨き上げや相乗効果による誘客を図り、着地型観光推進の体制づくりを進める。また、ガイドブック作成等による情報発信を行う。	○	○	○	観光振興課
第4章 第3節 第1項 ②	◎	八代ブランド事業	物産展の開催や各種の媒体等を活用しながら、「八代ブランド」の認知度向上を図る。 ・「熊日ふるさとメール」配信、ふるさと情報誌の発行 ・「販路拡大支援」の補助実施 等	○	○	○	観光振興課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第4章 第3節 第1項 ②	◎	観光振興事業 観光交流事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県外エージェント訪問 ・観光パンフレット印刷 ・観光PRイベント等助成 ・「大会等運営」「合宿応援」の補助実施 等 	○	○	○	観光振興課
第4章 第3節 第1項 ②	◎	観光物産案内所等管理運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・県内外からの特産品に関する問い合わせの対応を行う。 ・宿泊施設等の案内。 ・イベント等の案内。 ・多種多様な地域の魅力を全国へ向け発信し、観光振興を図る。 ・施設の維持管理。 	○	○	○	観光振興課

第5章

人と自然が調和するまち

【基本目標】

自然環境の保全・再生・創出に努め、多様で豊かな自然を次世代に引き継ぎ、持続可能な循環型社会が形成された人と自然が調和するまち。

第1節 自然と共生するまちづくり

第1項 自然環境の保全

第2節 環境を支えるひとづくり

第1項 環境保全行動の促進

第3節 環境にやさしいまちづくり

第1項 生活環境の保全

第2項 地球環境問題への対応

第3項 循環型社会の推進

第1節 自然と共生するまちづくり

第5章
人と自然が
調和するまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>

第1節

自然と共生する
まちづくり

第1項

自然環境の保全

① 自然環境・生物多様性の保全

▶ 主な事業

総合 計画	重点 施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第5章 第1節 第1項 ①		自然環境保全推進事業	関係機関と連携しながら、自然環境の状況に応じて必要な保全策を講じるとともに、市民が自然と身近にふれあえる機会の創出を通して、自然環境及び生物多様性に関する啓発を実施する。	○	○	○	環境課

第2節 環境を支えるひとづくり

第5章
人と自然が
調和するまち

▶ 施策の体系

<施策の大綱>

<5か年で取り組む施策>

<具体的な施策と内容>

第2節

環境を支える
ひとづくり

第1項

環境保全行動の促進

① 環境保全行動の促進

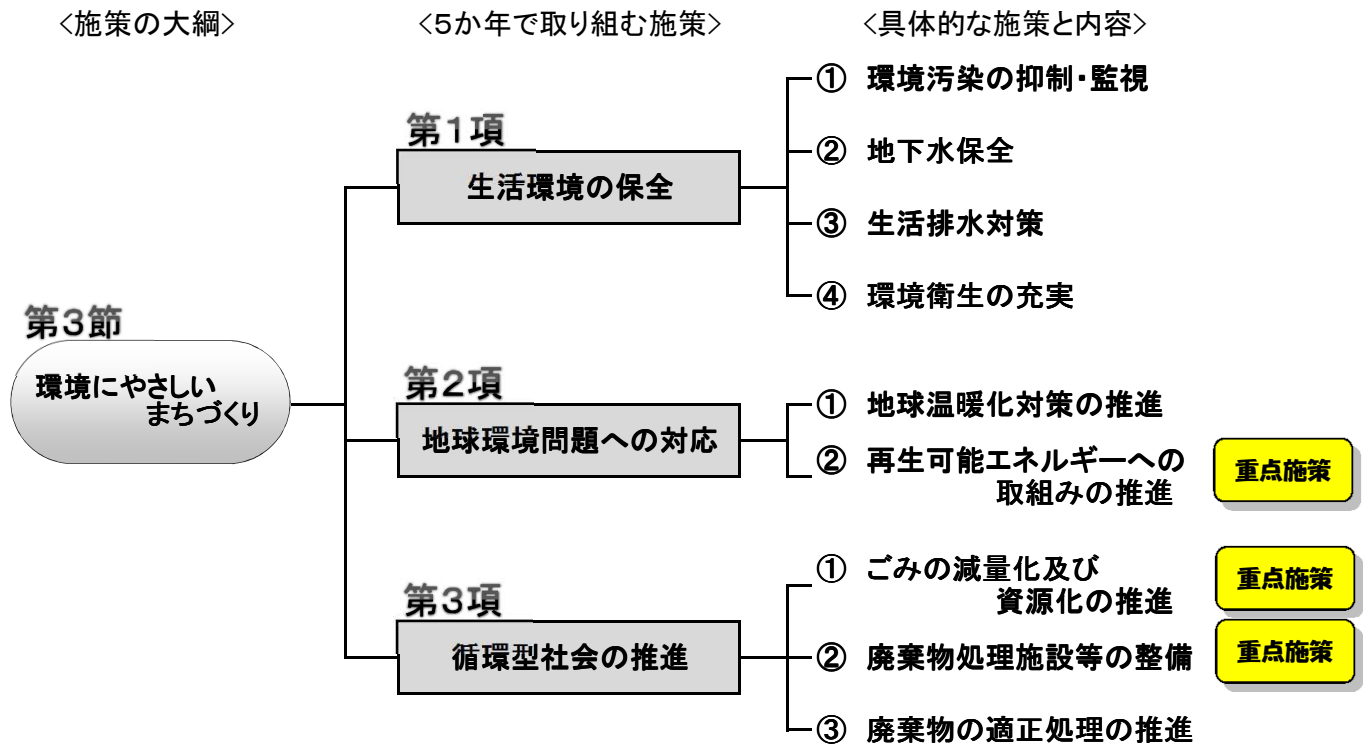
重点施策

▶ 主な事業

総合 計画	重点 施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第5章 第2節 第1項 ①	◎	環境学習推進事業	本市の環境をより良い状態で未来に継承するため、子ども達をはじめ、市民の環境保全意識の向上及び環境保全行動の促進を目的とした環境教育・環境学習の推進を図る。	○	○	○	環境課
第5章 第2節 第1項 ①	◎	環境パートナーシップ推進事業	八代市環境基本条例に基づき、平成21年2月に策定した環境分野のマスタープランである環境基本計画に沿って、「八代市環境パートナーシップ会議」等と連携・協働しながら、総合的かつ計画的に環境施策の着実な推進を図る。	○	○	○	環境課

第3節 環境にやさしいまちづくり

▶ 施策の体系



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第5章 第3節 第1項 ①		環境保全対策事業	工場・事業場等の公害発生源及び河川等の一般環境に対する調査・監視を実施するとともに、工場と締結している環境保全協定の内容を適宜見直すなど、公害の未然防止及び環境負荷の低減を図る。	○	○	○	環境課
第5章 第3節 第1項 ③		小型合併処理浄化槽設置整備事業	生活排水による河川や八代海の水質汚濁を防止するため、集合処理区域及び浄化槽市町村整備推進事業区域外において合併処理浄化槽を設置する者に対し、国・県・市が補助金を交付する。	○	○	○	下水道総務課
第5章 第3節 第2項 ①		地球温暖化対策推進事業	地球温暖化対策を推進するに当たり、市民・事業者に対する啓発を進めるとともに、各家庭における再生可能エネルギーの普及、及び利用促進、並びに温室効果ガス排出量の削減を図るため、住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を実施する。	○	○	○	環境課
第5章 第3節 第3項 ①	◎	ごみ減量化対策事業	出前講座や環境学習講師派遣事業のほか市報や新聞折込チラシ、FM放送などを媒体としたごみ減量化の啓発情報の発信、生ごみ堆肥化容器設置助成金の交付を行う。また、ごみ減量アドバイザーによる事業系一般廃棄物の減量化に係る啓発活動を行っている。	○	○	○	廃棄物対策課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第5章 第3節 第3項 ①	◎	樹木、剪定屑リサイクル事業	市内のご家庭、事業所の剪定作業ででた剪定枝や、樹木の伐採によりでた枝や葉を、八代ソイルへ直接搬入し、破砕機にかけチップにし堆肥化を行い、焼却施設への負担軽減とごみの再資源化を図る。	○	○	○	廃棄物対策課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	し尿及び汚泥処理施設等整備事業	衛生処理センターは、施設の経年劣化が著しいことから、施設安全性を確保するとともに、機器故障による施設受入停止を未然に防ぐため延命化補修工事を行う。併せて、浄化槽汚泥処理施設も安定的に稼働できるよう適切な整備を行う。	○	○	○	環境課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	し尿処理施設整備事業	衛生処理センターは、昭和35年9月に供用開始し、その後昭和44年に増設を行い、本年(平成25年)で45年を経過している。主要設備の経年劣化が著しい施設を安定的に稼働できるよう適切な整備を行う。	○	○	○	環境課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	浄化槽汚泥処理施設管理運営事業	旧八代市区域から発生する浄化槽汚泥を適切に処理し、円滑な施設管理運営を行う。また、主要機器の定期メンテナンスを実施し、機器の延命化を図る。	○	○	○	環境課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	生活環境事務組合負担金事業(し尿)	八代生活環境事務組合の衛生センターは、5支所の区域と水川町から発生する汲み取りし尿と浄化槽汚泥を処理し、関係市町が負担金を支出し、管理運営している。	○	○	○	環境課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	ごみ処理施設整備事業	清掃センターは供用開始から39年が経過しており、設備機器類も老朽化が著しいが、市民生活(ごみの処理)に支障がないよう定期的な整備・修繕を行い、新ごみ処理施設の完成まで適正な維持管理を行い能力の低下を防ぐ。	○	○	○	廃棄物対策課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	環境センター建設事業	衛生的で良好な市民生活の保持のため、新たに一般廃棄物(ごみ)処理施設「八代市環境センター」を建設する。そのため、事業者の選定(3ヵ年:24~26年度)を実施し、建設予定地(約5.7ha)を買収する。また、施設の建設(4年間)・維持管理(20年間)はDBO方式により行う。※DBO方式:公共が資金調達し、設計・建設、運営を民間委託する方式のこと	○	○	○	環境センター建設課
第5章 第3節 第3項 ②	◎	生活環境事務組合負担金事業	東陽町、泉町、千丁町、鏡町の一般廃棄物の処分に係る八代生活環境事務組合の維持管理及び塵芥処理に伴う負担金。	○	○	○	廃棄物対策課

▶ 主な事業

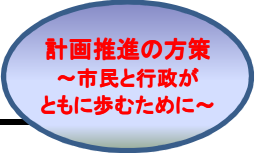
総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
第5章 第3節 第3項 ③		ごみ収集管理事業	ステーション方式の収集体制により、現在考えられる効率的で安価な収集を行う。 ※ステーション方式:ごみ収集方法の1つで、地域の方々が、特定の場所(ステーション:集積所)にごみを出しごみを収集する方法。	○	○	○	廃棄物対策課
第5章 第3節 第3項 ③		分別収集事業	一般家庭からの排出される物の中から、資源化物を各家庭で分別し排出をしてもらい、資源物として収集を行う。(資源物集積所609箇所回収)	○	○	○	廃棄物対策課

4. 計画推進の方策

～市民と行政がともに歩むために～

基本計画の「重点施策」や「5か年で取り組む施策」を着実に推進するための方策を「計画推進の方策」として示しています。

ここでは、「計画推進の方策」に基づいて実施する事業を掲載します。



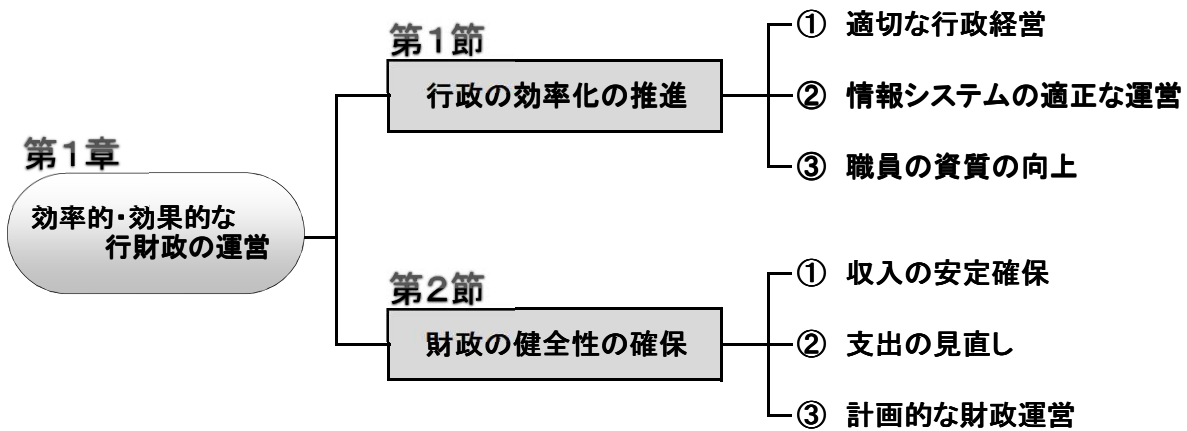
第1章 効率的・効果的な行財政の運営

▶ 施策の体系

＜計画推進のための目標＞

＜基本的な方策＞

＜具体的な施策と内容＞



▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
方策第1章第1節①		議会運営事務事業	議会の運営全般及びこれにかかわる事務処理及び会計処理を実施(議会運営業務、費用弁償、普通旅費、議長会関係業務、議会棟管理、公用車の管理運行、議会広報、会議録作成、各種協議会負担金など)。	○	○	○	議会事務局
方策第1章第1節①		政務活動費交付事業	市政に関する調査のための政務活動費が各会派に交付されることに伴い、議会事務局では、研修視察先等との連絡・調整を行うとともに、収支報告書等の書類整理などの側面的支援を行う。	○	○	○	議会事務局
方策第1章第1節①		行財政改革推進事業	第二次八代市行財政改革大綱に基づき、持続可能な行財政運営、市民満足度の向上を目指し、市民の視点に立った行財政改革の取組みを推進していく。	○	○	○	企画政策課

▶ 主な事業

総合 計画	重点 施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
方策 第1章 第1節 ①		行政評価事業	平成24年度から事務事業評価(行政評価)システムを導入し、平成25年度からは全事務事業に対して事務事業評価を行っている。事務事業評価は、所管課による内部評価、市民の視点での外部評価を実施し、その後、行財政改革推進本部による最終評価を行う。	○	○	○	企画政策課
方策 第1章 第1節 ①		市庁舎施設整備事業 (鏡支所)	平成24年2月に外壁(タイル)の一部が剥離・落下した。歩行者への安全確保のため必要箇所の改修を行う。また、雨漏り(漏水含む)も複数箇所発生しているため修繕する。	○			鏡支所 地域振興課
方策 第1章 第1節 ①		市庁舎施設整備事業 (東陽支所)	支所庁舎の老朽化(昭和54年度竣工)による屋上防水(シート・アスファルト)の劣化によって、2階会議室及び玄関部、文書庫等への雨漏りが多く発生している為、防水改修工事を実施し、天井裏等庁舎内部の腐食を防ぐ事で、天井板の落下等による来庁者及び会議室使用時の危険防止を行う。	○			東陽支所 地域振興課
方策 第1章 第1節 ①		市庁舎施設整備事業 (本庁)	本庁舎の建物、設備、駐車場等の改修、整備を行う。	○	○	○	財政課
方策 第1章 第1節 ①		市庁舎建設基金事業	新庁舎建設費として、財政計画上は約78億円の費用を想定している。その財源として合併特例債を借り入れる予定だが、基金を創設し積み立て充当することにより、合併特例債の借り入れを抑制し、後年度負担を軽減させる。	○	○	○	財政課
方策 第1章 第1節 ①		市庁舎建設事業	新たな市本庁舎の構想及び計画、建設を実施する。	○	○	○	財政課
方策 第1章 第1節 ①		社会保障・税番号制度 導入事業	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)に規定する個人番号(マイナンバー)及び法人番号の利用に関する制度を導入する。	○	○	○	企画政策課 ・ 関係各課

▶ 主な事業

総合計画	重点施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
方策第1章第1節①		コンビニ交付事業	平成28年1月に社会保障・税番号制度が始まり、市民の申請により個人番号カードが交付され、このカードの多目的利用として、「住民票の写し」、「印鑑登録証明書」、「各種税証明」等が全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスを実施する。	○	○	○	市民課
方策第1章第1節①		総合窓口事業	住民の利便性向上のため、「証明書発行」の総合窓口化の取り組みを行う。 また窓口以案内係員(フロアマネージャー)の配置を行う。	○	○	○	市民課
方策第1章第1節③		職員研修事業	自己啓発や職場内研修、集合研修、派遣研修などを計画的に展開し、職務上必要とされる知識・技能を、職員に効率的かつ体系的に習得させ、職員の持つ潜在能力を引き出し、組織力の向上につなげる。	○	○	○	人事課
方策第1章第2節③		公共施設等総合管理 計画策定事業	地方公共団体の公共施設の老朽化、厳しい財政状況及び人口減少等の状況を踏まえ、所有する公共施設等の全体の状況を把握し、当該地方公共団体を取り巻く現況及び将来見通しを分析し、これを踏まえた「公共施設等の管理の基本的な方針」を定めることを内容とする計画を定めるよう要請(平成26年4月22日総務大臣通知)があったことにより、今後、取り組むべく「公共施設等マネジメント」の基本方針となる計画を策定する。	○	○	○	財政課

第2章 協働によるまちづくりの推進

計画推進の方策
～市民と行政が
ともに歩むために～

▶ 施策の体系

<計画推進のための方策>

<基本的な方策>

<具体的な施策と内容>

第2章

協働による
まちづくりの推進

第1節

情報の共有化

① 情報の提供と公開

第2節

市民参画の推進

① 市民参画の環境づくり

第3節

協働と住民自治の推進

① 協働の仕組みづくり

② 地域協議会の創設と運営支援

③ まちづくりを支える団体の
育成と支援

▶ 主な事業

総合 計画	重点 施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
方策 第2章 第1節 ①		国勢調査事業	国勢調査は、統計法第5条第2項の規定に基づいて実施する人及び世帯に関する全数調査である。大正9年の第1回調査以来、国の最も基本的で重要な統計調査として、平成27年に実施する調査はその20回目に当たる。	○			文書統計課
方策 第2章 第2節 ①		新市誕生10周年記念 関係事業	新市誕生10周年記念事業として、市町村合併による新「八代市」の誕生を記念した取り組み、イベント等を実施、支援する。	○			企画政策課 ・ 関係各課
方策 第2章 第3節 ②		ケーブルテレビ維持管 理事業	センター設備及び伝送路設備の保守管理委託、各種システムの運用保守委託、災害時等における修繕などを行う。	○	○	○	広報広聴課
方策 第2章 第3節 ②		ケーブルテレビ事務事 業	自主番組制作(委託)やその番組内容の向上を図るためのケーブルテレビ番組審議会の実施、また、ケーブルテレビ全般の運営などについて審議するケーブルテレビ管理運営審議会を実施する。	○	○	○	広報広聴課
方策 第2章 第3節 ②		住民自治推進事業	地域協議会の運営支援に加え、住民自治によるまちづくりを推進するための周知や啓発活動を行う。	○	○	○	市民活動 政策課

▶ 主な事業

総合 計画	重点 施策	事業名	事業概要	事業期間			担当課
				H27	H28	H29	
方策 第2章 第3節 ②		市民活動支援事業	市民活動を促進及び支援するため、各種セミナーや情報提供等を実施する。また、地域の問題を市民活動団体と行政が協働して解決する市民提案型協働事業を実施する。	○	○	○	市民活動 政策課

この実施計画書は、毎年ローリング方式により見直しを行う3か年計画であり、予算編成の指針となるものですが、事業実施にあたっては、内容が変更になる場合があります。



八代市総合計画
[実施計画]
平成27年度～平成29年度
八代市